

第四十六回 参議院農林水産委員会會議録第三十五号

昭和三十九年五月二十一日(木曜日)
午前十一時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 櫻井 志郎君
森 八三三君
渡辺 勤吉君
北條 雋八君

委員

植垣 弥一郎君
北口 龍徳君
仲原 善一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
小宮市太郎君
矢山 有作君
安田 敏雄君
高山 恒雄君
国務大臣 赤城 宗徳君
農林大臣 松野 孝一君
農林政務次官 中西 一郎君
農林大臣官房長 丹羽雅次郎君
農林省農地局長 常任委員 安樂城敏男君
事務局側 会専門員

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査(でん粉
価格に関する件)

○土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青田源太郎君) ただいまか
ら委員会を開きます。

温水君から発言を求められておりま
すので、これを許可いたします。

○温水三郎君 農林大臣に質問をいた
したいのでございますが、出席されて
おりませんので、農林大臣代理として
次官にお尋ねいたします。

過般、政府はでん粉の買い上げにつ
いて二万五千トンの数字を発表いたし
ました。これはすみやかな買い入れが
行なわれると承知いたしておりますが、
ところどころで、その発表後は、でん粉の市
況は約百五十円に暴落をいたしました
のであります。これは当初買い上げが
問題になりましたときに、需給協議会
において需要者の側から七、八万トン
があつたので、われわれは少なくとも
十万トンの買い上げが行なわれるもの
と期待しておつたのであります。が、会
計法の許す限りの予算が二万五千トン
分しかないので、とりあえず第一次の
買い上げを発表されたものと考えてお
るのでございますが、さうであるか
ないか一応御答弁をお願いいたします。

○政府委員(松野孝一君) 御指摘のと
おり、予算の関係上、二万五千トンと
いうので買い上げをいたしました次第であ
ります。

○温水三郎君 そすると、第二次、
第三次の買い上げもなさなければ農安
法の示すところの所期の効果を上げ得

ない。さらに来年のイモ作について
は、もはやすでに農民は非常な不安に
かられておるのであつて、これではど
うもイモ作自体の農業として大問題に
なろうといつておるのであります。ま
が、政府は直ちに補正予算を組む決意
をして、第二次、第三次のでん粉の買
い上げをする意思のあることを発表願
いたいと存するものでございますが、
これに対する所管の農林省の御見解を
お尋ねいたします。

○政府委員(松野孝一君) ただいまの
お話の件につきましては、この二万五
千トンの買い上げと並行いたしまして
て、やはりブドウ糖の消費増進対策と
していろいろ方法を講ずることになつ
ておるのであります。その状況を
見て、第二次買い上げということにつ
いて検討を加えたい、こういふふう
に考えております。ただいまのお話で
は、二万五千トンでもなお足りない。で
は、二万五千トンの買い上げが、さら
に第二次買い上げをしなければいかぬとい
うお話でございますが、いまここで
はつきり買い上げするということとは申
したくないと思つております。

○温水三郎君 需要者が七、八万トン
余ると言つておるのでありますから、
当初から二万五千トン程度の買い上げ
では、市況はかえつて暴落することは
わかつておつたはずであります。した
がつて、補正予算を組んで十萬トン近
い買い上げをなさすべきであることは当
初からわかつておつたはずであります
から、農林省としてはすみやかにそう

いう決意をされる必要があるものであつ
て、そうでなければ農安法は空文にひ
としいものと考えるのであります。ま
ただいまの御答弁によりまして、今後
の市況の推移を見てというお話でござ
います。市況がどのような暴落を続け
ておる状況がある程度続かなければ、補
正予算を組んで買い上げを行なうとい
ふことであると承知いたしますが、さ
うに理解してさしつかえありませんか。

○政府委員(松野孝一君) どうしても
市況の關係上、その他の方法をとつて
もでん粉の価格が低落しておるとい
うような状況であるならば、これはやは
り大蔵省とも交渉しなければいかぬこ
とであります。補正予算の問題も起こ
ると思つております。十分検討を至急いた
すと考えております。

○藤野繁雄君 いまのでん粉問題で、
二万五千トン買い上げたといふことは、
一方から言へば、政府は二万五千トン
でなくちや買い上げないのだから、將
来は残るのだという観測のもとに私は
値段が上がる、かえつて下がつた、
さう思ふのであります。であります
から、この前は第一次の買い上げ
である、市況を見て第二次、第三次と
買つて、それで、農安法という政府が
予定している価格に達するまでは継続
して買うのだ、さうして補正予算を組
むといふことも一つの方法であるけれ
ども、現在の予算の流用によつて、政
府は農林大臣、大蔵大臣が話をまとめ
たらば直ちに買い上げができる、私は
信じている。ただ、これを実行するか
せないかといふことは、政府の決意い

かにあると信ずるのであります。か
ら、現在のものでん粉の価格では非常な不
安な状態におつて、イモ作はますます
に植えつけようとする段階でもあるの
でありますから、この際、このでん粉
の下落は防止せなくちやできない、防
止するためには、ある一定の数量をす
みやかに買い上げるのだ、さういふ
うな方針で進んでいかなくては、私は
現在のものでん粉の暴落を防止すること
はできないと考えておるのであります。か
ら、松野政務次官がよく大臣とも打ち
合わせ、また大蔵大臣とも打ち合わせ
られて、一日も早く第二次、第三次買
い上げが実現できるようにお願いしま
して、私の質問を終わります。

○政府委員(松野孝一君) 大臣ともす
ぐ協議いたしましたので、すみやかにその
対策を立てたいと思つております。

○北口龍徳君 いま温水委員から言わ
れたことは、痛切に私も感ずるもので
ありますが、私もよく承知いたしてしま
して、私もよく承知いたしてしまして
松野政務次官の非常に好意ある御答
弁で私もよく承知いたしてしまして
す。私この前の委員会でも申し上げま
したが、甘味資源も通過いたしましたけ
れども、九州におけるイモ作というも
のは、これは九州農民の重要な問
題でございます。しかもいまお話の
ように、カンショも植えつけ前におけ
るさういふようなでん粉の暴落というこ
とになります。これは非常に大きな
打撃であります。私は政府が農山漁
村の画期的な振興をはかるというよう
な、さういふたてまえからいたしまし
ても、ことに九州、南九州における

カンショ作というものにつきましましては、これはもう相当ひとつ大きなウェイトを置いて考えてもらいたい。私はこれは酪農、畜産のほうとも関連する問題だと考えます。この点につきましまして、水田作における稲作、畑作におけるいまのイモ作、カンショというようなことは、これはもう絶対不可欠の問題でありまして、そういう点において、ひとつ十分この点におきましては、いまだでん粉の問題とも直接大きな関連を持つ問題でございますから、これはひとつ真剣に御考慮願つて、いまの甘味資源の問題とも重要な関連を持つわけでございますので、御考慮願いたいと存するわけであります。

○政府委員(松野孝一君) お話しの点はよくわかつております。私も、この間のこの大会にも直接出ておりまして、よく実情を聞いております。すみやかに大臣と相談して善処いたしたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) これより土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行なうことにいたします。

質疑のおありの方は御発言願ひます。

○小宮市太郎君 大臣がお見えになる前に、一昨日お尋ねをした点について資料をいたしまして、さらにまた若干の説明をしていただきましたので、その点について、まず農地局長にお伺ひしたいと思ひます。問題は非常に地域的な問題ではございますけれども、一般に干拓としては共通な問題もあろうかと思ひますので、あわせてお尋ねをしたいと思ひます。

まあ、干拓には、まず計画を立てる場合に第一に問題になるのは、水の問題じゃないかろうか、かんがひ水の問題だろろうと思ひますが、三油の干拓の場合には、私のお尋ねした範囲では、まず、初めの計画が非常に粗雑であつたといふことが、無計画でなされておつたといふことがまず一点指摘されると思ひます。しかし、その後、いろいろ状況が変わつて、資料をいたして、その説明を聞きますところ、日鉄鉄業所の坑内水をそのかんがひ用水に充てると、こういふ御説明でございまして、ペーハー八・五、塩分濃度〇・一五〇程度であると大体推定される、こ

ういふお話でありました。私も化学には非常に弱いので、実はお聞きをしたという考えをさらに強めたわけなんです、ペーハーでいうと、大体中性を七とすると、八・五というのはアルカリとしてはかなり強いほうじゃないか、で、そのままで使えないので、それで背後地域の流出水、これでもって希釈をする、その背後地の流出水はペーハー六・五と、こういふわけなんです、それから、弱酸性ということになろうかと思ひますが、それで希釈すると大体ペーハー七・五の水になると、こ

ういふように言つてゐるようです。そこで、お尋ねしたいのは、私はしろうとで、さつき申し上げましたように化学に弱いんですが、大体この酸とアルカリについて、この点、いかように干拓の土壌についてはお考えになつておるのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) いま先生御指摘のとおり、ペーハー八・五を

七・五、塩分の関係は〇・一五〇を〇・〇一に希釈する。この希釈ペーハー七・五、塩分濃度〇・〇一であれば稲作に影響はないというのが専門家の判定でございまして、私も化学に弱いのでございまして、この稲作に影響のない水質として判断をいたしておる次第でございまして。

○小宮市太郎君 そうしますと、その計画によると、田畑の輪換が考えられてゐるわけで、永年水田もあれば固定した畑も計画されておる。そうすると、畑灌にもこの水をそのように使うわけでございますか、その点いかがでございますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先般来の御質問で、私もいろいろと現地につき調査をいたしまして、若干訂正させていただきます。いたしたい点がございまして。

その一点は、先生御指摘のとおり、確かに総体的に水の不足の地区であることは御指摘のとおりでございまして。したがらしまして、先般御説明いたしましたように、限川の流入水と日鉄坑内水のほかに、農業機械以外に貯水池の中に水をためておく、この三本立てで水源措置を講ずる計画になつておるわけでございます。それにいたしまして、

も、総体的に水が必ずしも十分でないという面も勘案いたしまして、先般三百数十ヘクタールという田の計画を申し上げましたが、そのうち二百四十ヘクタールが田畑輪換として、半分はたんぼとし、半分は畑とする。で、永年水田として九十六ヘクタールを、これは低位部でございまして、水田としていく。そこで、田畑輪換に相なりま

を要しないというふうな関係がございまして、田畑輪換方式でまいりますれば、この水で足りるという立場に立つておるわけでございまして。で、特に畑灌を必要とするということでございまして、先ほど来の水を使う、こ

ういふところに相なります。○小宮市太郎君 御説明を聞くと、堤防に近いところに貯水池をつくる。で、それに背後地の流出水をためて、その貯水池に坑内水を入れて希釈する。それをまたポンプアップしなければ、この低地のほうに、低いほうに貯水池があるわけなんですか、かんがひ水としてはまたポンプアップして上のほうに揚げるわけじゃないか、こ

ういふことにならうかと思ひます。で、ありまうことにならうかと思ひます。と、この地域はかならずそのかんがひの場合には、川そのものが水が足りない——川そのもので流域のかんがひ水としては足りない、こ

ういふことにならうかと思ひます。と、この地域はかならずそのかんがひの場合には、川そのものが水が足りない——川そのもので流域のかんがひ水としては足りない、こ

○政府委員(丹羽雅次郎君) 御指摘のとおり、当初はさく井——井戸も考えたわけではございますが、井戸につきましていろいろ問題があつて、現在の計画はそういうに相なつてゐるわけでございまして。なお、隅川の水の問題は、こ

ういふ仕事をいたした際には、過去十年間の流量を他を参照して所要量を計算いたしておるわけでございまして、十年間に見えないような異常な千ばつ等がございまして、御指摘のやうな問題はございまして、計画はすべ

でこの地区でございまして、大体十年間の確率の上に水量その他の供給量を算定いたしておりますので、計画をいたしましては相当安全をとつておるつもりでございまして、なお万全を期するようにということでございまして、現在水質についても調査をいたしております部分もございまして、特に水源の比較的少ない地帯でございまして、考え方といたしまして

は、この日鉄の水と、隅川の水と、この貯水池の大きさ、この三者をもつてこの地区の農業用水の確保には万全を期してまいりたい、か

が既存の干拓地を潤すのにどうやら足りるか、まあどうかというよりな土地なんですね。そこへもつてきて、約四百町歩になんたんとする水田をもしやるとするならば、ほとんどこれは無謀じゃないか、こういうふうに私は思つて再三質問をいたしておるわけなんです。なぜそういうふうに質問をするかという、当初から私が申し上げておきますように、これは農地として不適だと、農作物はとうもろこしとかいかにいうことになりまして、その海岸に面したところはすでに日鉄製鉄所の私有地になっている。しかもそれから引き込み線も引く。しかも新産業都市の指定地域である。こういう点から、すでにでも工場地帯といえますが、そういう地区にかかわる可能性が強いから言つてはいいわけなんです、そういう点で、さつきから何度もお尋ねしてありますけれども、絶対狂いはないのではありませんか、どうでしょうか。もうくどいように申し上げます、お聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まず最初の点でございますが、限川の流域は確かに御指摘のとおり旧干拓地帯でございます。そして、限川の水を流します際には、既得水利権——先生方おっしゃいましたような慣行水利権を侵すことはできないわけでございます。したがって、こういう計画を立てます際には、限川の河口で水が放流されておる過去十年間の水量というものを測定いたしまして、上流の、あるいは沿岸の水に影響なしに使える量を算定をいたしますのが土地改良におきまして計画上の原則であり、ルールでございます。したがって、限川の水を予定い

たしておりますところの二百四十八万トンの水は、十年確率から言へば確保できる水であり、かつ上流沿岸の既得水利権も侵さず利用できる水という立場で設計、計画を立てておるわけでございます。それで御指摘のとおり、私も、この干拓地における農民に配分し、農業をいたす地帯でございますので、水がなくて配分できず、ものがつくれないということについては絶対ならぬわけですね。重々の御注意でございますので、私もいまの計画で粗漏はないと存じますが、なお今後とも干陸計画の策定その他にあたりまして、十分留意して遺憾なきを期したい、かように存じます。

○小宮市太郎君 大臣お見えになりましたから、こまかい点については質問を飛ばしまして、大臣にお尋ねしたいと思ひますが、いま農地局長のお話にも出ましたように、干拓をすれば当然それに水を引かなければならない。そうすると、慣行による水利権というものの問題が起きてくる。で、その水利に対して基本的などういうふうにお考えになつておるか。農林省として、たとえば大きな干拓をされる場合に、その慣行による水利権等の問題をどういうふうに取り扱われるのか、ちよつとお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 水利の権利といふものは、これはもうずいぶんやがていふ問題でして、慣行による水利権といふようなものは、一つの法律的な権利のうちにまでされておるくらいでございます。それから、水利権につきましては十分尊重しなければならぬと思ひます。水資源の問題、あるいはその他につきましても、水利権を非常に尊重

しておる例がございます。干拓等におきましても従来の水利権は十分尊重し、また干拓等によりまして水源を必要とするという場合には、新たにまた水利権を尊重しつつ水源の開発といふこと、水利の開発といふこと、か、というふうなものをはかつていかなければならないと思ひます。そういう意味におきまして、お尋ねの水利権は十分尊重していききたいと思つております。

○小宮市太郎君 先ほどからお尋ねをしておる干拓にいたしまして、相当広大な土地を造成するといふんだけれども、水については当初計画が不十分であつた、こういうふうに言わざるを得ないわけですね。結局干拓は、水は天からもらひ水、そういうふうなところになつておるのが一般の実情で、まあおつしやるとおりの上のはうからずつと余つた水が流れてくるわけですから、最後に水が水田にわたつてくる、田植えも最後になるというふうなまままでなつておる。そこで尊重されるんですけれども、最近水利権についての考え方があるのじゃないかというふうな私見が及んでおるわけですね、そういう点で、政府で何かそういう干拓、あるいは構造改善事業等が行なわれる、そういうものも関連して、何か考えがござい

○国務大臣(赤城宗徳君) 水あるいは水利権に対する考え方というのか、方針として、別に従来と変わつておることにはございせん。ただ御承知のようには、多目的に使うとか、あるいは干拓地等土地改良をしたところ等におきまして、農業用ばかりでなく、ほかの用

途に使うような事態も、環境の変化等によつて生ずる場合がありますけれども、水利権あるいは水の問題等に、変わった考え方といふこと、別にそういうものは持つておりませんで、従来どおりの考え方を進めておるわけでありませう。

○小宮市太郎君 これ以上はそれについてお尋ねしませんが、次に、おとも高山委員から関連質問として出ておつたやうであります。私も農林大臣にお尋ねをいたしました食糧の自給の問題です。食糧自給については再三、まあ誤解といへば誤解かもしれませんが、われわれはまあそうじゃないかと、ううううに思ふことは、だんだん食糧の自給度を、産業全体から考えてあまり重んじてないのじゃないかというふうに思ふわけなんです。と申しますのは、先だつて新聞に発表されたのですが、貿易が完全に自由化した場合に、一体農業はどういう状態になるだろうかといふことを、経済審議会の小委員会が発表されたことがございませう。それを私は見ましたのですが、それによると、数字がいろいろ書いてございまして、その数字によると、だんだんその自給度が下がるようになっておるわけですね。そこで、そのどれをとつても、大臣がおっしゃるやうに、自給度を高める高めるとおっしゃるけれども、実際は自給度がだんだん下がつていく、こういう発表をしておるわけですね。この間、観測を見て、結果を上昇するといふわけには受け取れないやうな面が多いわけですね。そこで、私は農林大臣にお聞きをしたいのですけれども、食糧自給について、どうも

はつきりした方針といふこと、そういうものが農林省にないのじゃないかといふやうな、ないのかという誤解がありますけれども、ほかの高度成長政策の圧力といふこと、そういうしわ寄せといふこと、そういうものが農業にずつと強くなってきているのじゃないかといふやうに痛感するわけなんです。そういうことについて農林大臣どうお考えでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) いま御指摘の、倍増計画の中間検討等におきましての調査ばかりでございますが、全体的に見ますと、日本は、日本ばかりでなく、世界的に自給度というものはだんだん減つてくるという趨勢にはあると思ひます。日本においてもそういう趨勢にはございませう。しかしながら、全体としては減るをいたしまして、物によつてはこれを逐次増していかうようにしていかねばならぬものがあると思ひます。食糧の自給度でありますから、捨てておきますれば、たとえば砂糖などにつきましては自給度がずいぶん少ないわけでございます。この点等につきましても、てん菜糖につきまして、この間法律の御審議を願つておりましたように、自給度を増すといふことでございます。そういう方針で進めておられますが、特に日本の場合におきましては、米等につきましては八〇数%、九〇%近い自給度ではないかと思ひます。こういうものは決して計画的に自給度を増していくことを捨てておるわけではございませんで、たとえば所得倍増計画等におきましても、面積において、あるいは収穫面におきまして、急激ではございませうが、逐次増していくやうに計画の上

にもなつておるわけでございます。でございまして、食糧というものの全体といたしましては、これは自給度は減るような傾向にあると思ひます。しかし、物によりましては逐次増していかねければならぬ、特に米等につきましてはそういうふうに考えられるわけでございます。

○小宮市太郎君 米については、相当戦前よりも増産されて、自給度はずいぶん高まつたと思ふ。ところが、最近だんだん米が足りない、こういうことが言われておる。どれだけ数字的に足りないのかは明瞭でありませぬけれども、不足すると言われておりますが、しかし、それはいろいろ原因があつて結果が出てきたと思ひますけれども、確かに新産業都市の進出といひますか、そういうものがだんだん本格化して、工場が具体的になつていくといふようなことになれば、当然水田がつぶされる、農地がつぶされることは当然でありますし、そういう面からもだんだん生産も少なくなりまして、しかし、何とも言われまして、零細農家では米づくりに熱中するといふやうな従来意欲込みがなくなつて、農業外に収入を求めるといふので、結局、技術的にも落ちておる。そういう点からも減産になつてくるのじやなからうかと思ひますが、しかし、そういう足りないといふやうな不足するといふやうなことが起きてきて、最近、足りないからとおっしゃつたんではないでしようけれども、赤城農林大臣は、消費者米価を生産者米価にスライドさせる方式を確立させたいといふやうなことを最近おっしゃつておるようですが、この前の私の質問に対し

て、ことしはやらぬといふことをおっしゃつたし、公共料金が上がつても、公共料金とはたてまえが違ふからといふやうなお話もございまして、ところが、スライド方式をとるといふことを検討するとおっしゃることは、私は消費者米価を何らかの形で上げるものじやないかといふふうに私は思ふのです。一般もそういうふうに思つておるのじやないかと思ひますが、その点いかがでしよう。

○国務大臣(赤城宗徳君) 結論的に言いますならば、消費者米価はことしは上げないといふ方針は堅持いたしております。それからスライド方式といふことを申し上げたのは、生産者米価と消費者米価との関連を持たせるやうな考え方、生産者米価あるいは消費者米価を決定することが私は合理的のじやないか、こういうふうな考えでありまして、ですから、たとへば生産者米価が千円上がつたら、消費者米価も千円上がつて、そういうやうな、そういうスライドでなく、米価が上がつた場合に、政府も負担するけれども、消費者もある程度負担するといふやうな一つの要素があるのじやないか、そういうところの検討をしてみたらどうか、こういうふうに考へて、まあスライドといふことが適當かどうか知りませんが、関連して考へてみたらどうかといふことを私自身考へておるわけでありまして。この影響は、いま申し上げたやうに、影響といひますか、それについて二つの見方があると思ひます。一つは、生産者米価が上がつたときに消費者米価も、そのままじやありませんが、ある程度上げる。上げるつもりでやるのか

と、こういう政治的な判断、見方があると思ひます。それから、もう一つは、生産者米価を上げていくといふことにつきましても、いろいろ支障が——財政的その他の支障がないわけじやございません。したがひまして、消費者米価も上がる。すなわち底上げになつてくる。底上げになつてくれれば、生産者米価の上昇よりもより以上、上げられるワケといひますか、可能性も出てくるのじやないか。全部が全部政府で持つて、という考え方によれば、これは別でございまして、一部分は生産者米価の値上がり等について負担すべきものであるといふ考え方からすれば、いまのスライド的な考え方は、一面においては消費者米価が生産者米価にある程度スライドして上げるといふことは、その次の段階においては、また生産者米価をもつと上げ得るワケが出てくるという見方もあると思ひます。あるいはまた、逆に、消費者米価を上げるために生産者米価をあまり上げないで、引きずりおろすといふわけじやございせんか、そういう見方も私はあると思ひます。そういう二つの政治的な見方があると思ひます。私は、まあ理論的といひますか、そういう点から、生産者米価と消費者米価との関連をつけた、もっと関係の深い形で両方の価格がきまるとのほうを私は望ましいのじやないか、こういう立場から申し上げておるのでございまして、もしそういう検討をして、結論が出たからといつて、すぐに消費者米価の値上げのためこれを利用しよう、こういう考え方じやありません。

○小宮市太郎君 いやいよ米価のシーズンといひますか、そういうシーズンになつてくるわけですが、消費者米価を生産者米価にスライドして考えるといふことになると、私はちょうど牛乳と同じやうなかつこりになりはせぬかと思ふのです。と申しますのは、生産者の乳価を上げてくれといふ……。そうすると、結局乳業メーカー、あるいは小売業者、こういうものも、いま入費が多いのだから、あるいは経費が高くなるのだから、だからそつちのほうは頭打ちになつておるの、これを上げてくれれば生産者乳価を上げまして、これも一つのスライドといへばスライドという感じだと思ふのですが、実際スライド制をとつておるところはあるのです。スライド制といひますか、それに似たやうな、それは福岡県の地方酪連がありまして、地方酪連は雪印乳業と販売会社をつくつておる。販売会社と、両方がフイフイ、フイフイでやる。そうすると、この生産者乳価を上げる場合は、消費者乳価を上げたとき、そのときにスライドしてやることという取りきめを大体してあるわけですよ。そういうやうな形になつてくると、結局生産者から突き上げられてくると、消費者の乳価を上げていくといふことになると思ふ。で、今度の乳価の問題も、私は北九州からまづ問題が起きたと思ふ。で、十四円だったのが、東京、大阪並みに十六円にしてくれといふことで、二円上げた。それが一般的にずっと全国的な乳価の値上げといふことになり、そういう波がきたよにも思ふわけなんです。そうすると、いまの大臣、米のスライド制といふものに、何かそこに似たやうな状況が見られるわけなんです、そうすると、米価といふものをますます刺激して上げていくのじやないかといふやうな、あるいは一般的な物価の値上がりに関係が非常に多いので、これはたいへんなことだといふやうに私は思ふのです。その米価のスライド制といふのは、一体大臣が考へておるスライド制といふのはどういふことなんでしょう。

○委員長(青田源太郎君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) じゃ速記つ

○国務大臣(赤城宗徳君) 私は乳価の場合とは違ふと思ひます。乳価はもうたてまえから言へば、自由取引ですから、乳価においては、売るほう、買うほう、これは自由取引の問題でござい

ます。そういう場合に、これはスライド的な考え方です。これはスライドといひます。しかし、この米の場合は、国が直接統制しておるのでございまして、買ひ上げて売る、その足らない分を国が負担している、こういう形でございますが、消費者米価だけは永久に上げてはいけぬ、こういうことは私はあり得ないと思ふのです。そこで、いままでのやり方では、思ひ出したより、赤字がたまつてくるといふと、三十一一年——前に私も農林大臣をやつてるとき一回と、それから、三十七年——おとしですか——一回、消費者米価を上げた。こういうやうに、思ひ出したやうなときに上げておる。こういう形では、私はあまり合理的のじやないと思ひます。それからまた、消費

○国務大臣(赤城宗徳君) 結論的に言いますならば、消費者米価はことしは上げないといふ方針は堅持いたしております。それからスライド方式といふことを申し上げたのは、生産者米価と消費者米価との関連を持たせるやうな考え方、生産者米価あるいは消費者米価を決定することが私は合理的のじやないか、こういうふうな考えでありまして、ですから、たとへば生産者米価が千円上がつたら、消費者米価も千円上がつて、そういうやうな、そういうスライドでなく、米価が上がつた場合に、政府も負担するけれども、消費者もある程度負担するといふやうな一つの要素があるのじやないか、そういうところの検討をしてみたらどうか、こういうふうに考へて、まあスライドといふことが適當かどうか知りませんが、関連して考へてみたらどうかといふことを私自身考へておるわけでありまして。この影響は、いま申し上げたやうに、影響といひますか、それについて二つの見方があると思ひます。一つは、生産者米価が上がつたときに消費者米価も、そのままじやありませんが、ある程度上げる。上げるつもりでやるのか

と、こういう政治的な判断、見方があると思ひます。それから、もう一つは、生産者米価を上げていくといふことにつきましても、いろいろ支障が——財政的その他の支障がないわけじやございません。したがひまして、消費者米価も上がる。すなわち底上げになつてくる。底上げになつてくれれば、生産者米価の上昇よりもより以上、上げられるワケといひますか、可能性も出てくるのじやないか。全部が全部政府で持つて、という考え方によれば、これは別でございまして、一部分は生産者米価の値上がり等について負担すべきものであるといふ考え方からすれば、いまのスライド的な考え方は、一面においては消費者米価が生産者米価にある程度スライドして上げるといふことは、その次の段階においては、また生産者米価をもつと上げ得るワケが出てくるという見方もあると思ひます。あるいはまた、逆に、消費者米価を上げるために生産者米価をあまり上げないで、引きずりおろすといふわけじやございせんか、そういう見方も私はあると思ひます。そういう二つの政治的な見方があると思ひます。私は、まあ理論的といひますか、そういう点から、生産者米価と消費者米価との関連をつけた、もっと関係の深い形で両方の価格がきまるとのほうを私は望ましいのじやないか、こういう立場から申し上げておるのでございまして、もしそういう検討をして、結論が出たからといつて、すぐに消費者米価の値上げのためこれを利用しよう、こういう考え方じやありません。

○小宮市太郎君 いやいよ米価のシーズンといひますか、そういうシーズンになつてくるわけですが、消費者米価を生産者米価にスライドして考えるといふことになると、私はちょうど牛乳と同じやうなかつこりになりはせぬかと思ふのです。と申しますのは、生産者の乳価を上げてくれといふ……。そうすると、結局乳業メーカー、あるいは小売業者、こういうものも、いま入費が多いのだから、あるいは経費が高くなるのだから、だからそつちのほうは頭打ちになつておるの、これを上げてくれれば生産者乳価を上げまして、これも一つのスライドといへばスライドという感じだと思ふのですが、実際スライド制をとつておるところはあるのです。スライド制といひますか、それに似たやうな、それは福岡県の地方酪連がありまして、地方酪連は雪印乳業と販売会社をつくつておる。販売会社と、両方がフイフイ、フイフイでやる。そうすると、この生産者乳価を上げる場合は、消費者乳価を上げたとき、そのときにスライドしてやることという取りきめを大体してあるわけですよ。そういうやうな形になつてくると、結局生産者から突き上げられてくると、消費者の乳価を上げていくといふことになると思ふ。で、今度の乳価の問題も、私は北九州からまづ問題が起きたと思ふ。で、十四円だったのが、東京、大阪並みに十六円にしてくれといふことで、二円上げた。それが一般的にずっと全国的な乳価の値上げといふことになり、そういう波がきたよにも思ふわけなんです。そうすると、いまの大臣、米のスライド制といふものに、何かそこに似たやうな

な状況が見られるわけなんです、そうすると、米価といふものをますます刺激して上げていくのじやないかといふやうな、あるいは一般的な物価の値上がりに関係が非常に多いので、これはたいへんなことだといふやうに私は思ふのです。その米価のスライド制といふのは、一体大臣が考へておるスライド制といふのはどういふことなんでしょう。

○委員長(青田源太郎君) ちょっと速記とめて。

るいは交換分合をやったり、いろいろなめんどろなことをやってパイロット地区を指定してやっているのですけれども、こゝろい土地こそもっと計画を綿密に立てて、そうしてこゝろい農業、農家をつくるのだということをお

示しになるのが農林省の計画にやないでしようかね、どうでしよう。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先般、大臣も御答弁申し上げましたように、八郎潟のような所におきましては、そういう考えてぜひ進みたい。それから内地の沿岸におきます周辺の、うしろに背後地を控えて、そこで非常に零細的な経営が現に営まれております地帯の開拓地の利用の方法といったまゝでは、そこにおります方々に増地をいたしまして、在来持っておる土地と、新たに手に入れます土地とを總合いたしまして、できるだけ基本法の線に沿った経営体にしてまいりたいと、こういう考え方を基本法に持つております。そこで、先般大臣も申し上げましたとおり、現在一町歩で仕事をしておられるそういう方に、もう一町歩分けてまして、二町歩の経営体としてそこがらうばにいく、こういうことを主として、周辺におきます比較的小規模の開拓に

おきましてはやつておるわけでありませう。したがって、この地区におきまして、背後地におきますところの営農の實態、増地を受けます方々の現在の営農の實態というものの調査、それからそういう調査の上に、干陸地において配分いたします土地をからみ合わせますして、一つの経営体としてりっぱに生きていくという方法で考えたい、こういう立場で考えておる次第でございます。したがって、もちろん当初に

おきましては、ある構想を持ちます
が、先般来お話しもございまして、お
り、二十七年に着工いたしまして、相
当の情勢の変化を受けておりますの
で、配分の時点以前におきまして、調
査費をつぎまして、二年間かかりまし
て慎重な設計をするというところを行
なっております。

○小宮市太郎君 私は大官にお聞きし
たいと思うのですが、八郎潟のような
大きいところなら計画を立ててやる
と、自治法も一部改正になって、新し
い村をつくるというふうなこともおき
めになったので、これはよくわかりま
す。じゃ、小さいといつても、二百戸
の入植を計画に考えられている。だか
ら増反が二百戸なんですよ。入植二百
戸の、増反二百戸ですよ。そういうと
ころなんですか、しかもそのすぐ近
所には三瀧地区という大機械農場パイ
ロット地区を指定してもうすでにやっ
ているのです。だからこれを、八郎潟
のようないくつかの、しかも、い
や、それは背後地がどうのこうのとい
まおっしゃるけれども、これはもうわ
かり切った話です、どこだって。そこ
で、大臣にお聞きしたいのは、こうい
うわかり切った計画が立ってあるの
を、いつまでもたまたまだそういう
御説明を聞かなければならぬのでし
ょうかね、どうですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) いま御指摘
のように、私もこれを調べてみると、
お話しのように、この地区に入植戸
数が二百戸、それから増反戸数は二百
四十二戸を当てた当初の計画があるよ
うでございます。しかし、これは当初
の計画でございます、土地が造成さ
れ、完成するに従いまして、これは当
然調査をして変えていかなくちゃなら
ぬ問題が含まれておると思ひます、干
陸の計画地でございますから。それに
伴いまして、この割合等もどういふ
うにしたらいいかということにつきま
しては、さらに一その検討を加えて
いく必要があろうと思ひます。またこ
れは検討をしつづけるわけでございま
すが、当初計画どおりでいくというわ
けじゃございません。

○小宮市太郎君 私は、ここにパンフ
レットがあるが、このとおりにおやり
になるかどうかというのを聞いてい
るのじゃないのです。農林省としては
こういふ干拓地をどういふイメージを
持った農業地域にされるかということ
をお聞きしているわけなんです。そう
いう計画を持っておるかどうかとい
うことをお聞きしているわけなんです。
特に構造改善事業、あるいは基本法で
もおっしゃっているように、自立経営
農家をつくるとおっしゃるのによ
う。だからそういう問題をまず描かれ
て、ここはこうなるのだというこ
をお示しにならないと、何かあいまいに
されていると、どうも水が不安定だ、
あるいは干陸計画が終わらないと背後
地の問題もいろいろあるからと、こう
いうようなことをおっしゃると、では
新産業都市になるから、そのうちに工
場地帯になるのだからというように
とになって、なかなか複雑な問題が起
きてくる。そうすれば当初の目的から
それは幾分か変わるでしょう。変わる
でしょうけれども、農業用地とするこ
と、農地とすることについては、これ
は当初のとおりだと私は思ふのです。
だからそういう点をどういふようにお
考えであり、どういふような計画を立

て、いつどいうようにされるかと
いうことを念を押して聞いているわけ
です。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは小宮
さんにこの間私答弁したはずでござい
ますが、農業として自立経営ができる
ようなことを、基本法においても目途
としておりますし、現在においてもそ
ういふ点であります。かりに二町
五反なら二町五反が適当であるとい
うことならば、この土地に入植してい
く場合には二町五反で入植ができるよ
うな形、また増反をしなくちゃならぬ近
くの農家におきまして、先ほど農地局
長からもちよつと例を引きましたが、
一町五反、あと一町五反だけこの土地
で耕作ができるような土地を得られる
ならば、これは自立経営として非常に
適当な形だ、こういふことであるなら
ば、一町五反を増反の形でこで配分
するといふようなことを行なう、こう
いうことで、農業として前向きに進ん
でいけるような、経営ができるような
形において、あるいは入植あるいは増
反、この土地は増反を主とするような
形になると思ひますけれども、そうい
う形でいくといふことでございませ
んか、一つの型、イメージというわけ
でございませぬけれども、一つの型を
もって進めておるわけでもございま
すが、それがいつごろにそういう計画
ができるかといふことでございませ
んか、これは三十九年度中には大体そ
ういふ目安がつけられますか、めど
をつけていきたい、こういふことで
鋭意検討を進めておるような次第で
ございませぬ。

○小宮市太郎君 大体これは長く聞
こうと思ひませんが、聞いてい
るうちに、これに計画を立てたのは、酪農を
当初考えたのだ。ところが、野菜にし
ようか何にしようかというように考
えているといふようなこともおっしゃ
る。だが、野菜といふのはもう去年で
試験済みなんです。筑後地帯におい
て野菜といふのは、だからこれにつ
いて野菜なら野菜といふことをきめ
るなら、一体どういふ計画の蔬菜地
にするか、酪農なら酪農をどうする
かといふ点をききりしたものをつく
つていただかないと、その場その場
で、聞かれればこうなんだ、こう言
え、いや、まだ検討中だなんて言
われたんでは困ると、こういふこと
を私は申し上げておるわけなんです。
それでは、次にお聞きしたいのは、
干拓はわりには肥料も要りませんし、
わずかの年数がたてばりっぱな田畑
になりますし、そういう点ではかなり
農家としても定着がいいと思ひます。
しかし、一般の開拓は、都市近郊の開
拓地といふのはなかなか定着してお
りません。そういうわけで、しかもあ
まり適当でなかつた土地などは入植
の成功率が悪いといふように思ひ
ます。この今度の開拓については、い
ろいろな政府の考え方がありまして
が、旧入植地の不振の状況という
のは、これはいろいろ言われること
であります。どういふところに原因
しておるか、また今度四十五万円を
、離農のために離農手当といふもの
をおよびになるようですが、それで
一体離農したものがどういふ方向に定
着し、どういふ方向にこれを定着さ
せようとお考えであるのか。お聞き
したい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 開拓地の状
況はいまお話しのとおりでございま
す。

○小宮市太郎君 大抵これは長く聞
こうと思ひませんが、聞いてい
るうちに、これに計画を立てたのは、酪農を
当初考えたのだ。ところが、野菜にし
ようか何にしようかというように考
えているといふようなこともおっしゃ
る。だが、野菜といふのはもう去年で
試験済みなんです。筑後地帯におい
て野菜といふのは、だからこれにつ
いて野菜なら野菜といふことをきめ
るなら、一体どういふ計画の蔬菜地
にするか、酪農なら酪農をどうする
かといふ点をききりしたものをつく
つていただかないと、その場その場
で、聞かれればこうなんだ、こう言
え、いや、まだ検討中だなんて言
われたんでは困ると、こういふこと
を私は申し上げておるわけなんです。
それでは、次にお聞きしたいのは、
干拓はわりには肥料も要りませんし、
わずかの年数がたてばりっぱな田畑
になりますし、そういう点ではかなり
農家としても定着がいいと思ひます。
しかし、一般の開拓は、都市近郊の開
拓地といふのはなかなか定着してお
りません。そういうわけで、しかもあ
まり適当でなかつた土地などは入植
の成功率が悪いといふように思ひ
ます。この今度の開拓については、い
ろいろな政府の考え方がありまして
が、旧入植地の不振の状況という
のは、これはいろいろ言われること
であります。どういふところに原因
しておるか、また今度四十五万円を
、離農のために離農手当といふもの
をおよびになるようですが、それで
一体離農したものがどういふ方向に定
着し、どういふ方向にこれを定着さ
せようとお考えであるのか。お聞き
したい。

○小宮市太郎君 大抵、成功しない
で、離農しなければならぬというよ
うな開拓者といふのは、ほとんど借金
といふものを、しかも、その借金の
返済のものを、いまだにしまつて結
局どうにもならぬ、こういふ人が大
多数じゃないかなと私は思ひます。そ
こで、四十五万円といふのを離農手
当てとして出したい、これはいいと思
ひますけれども、しかし、それでは借
金を返すのに一ぱいになって、す
でに離農といふのも、ちやうど炭鉱
の炭夫が、炭山になつて職を失
うと同じような

取り扱い方をし、そういうようなことでもやらない限り開拓農民というのは救えないのではないか、こういうようには私は思うのです。そういう点について、炭鉱とは違いますが、やはりその当時は引き揚げる者その他の人が、政府から開拓地を与えられるというのとはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、食糧増産のためにそこへ落ちついてやつた、しかし、土地があまりよくなくてついに成功しなかつた、そこを出ていかなければならぬというところでございますから、そういう何か離農手当てとともに、職業訓練をするとか、あるいは職業のあつせんを積極的に行つて、次の生活を確保していく、こういうふうにしてやつていかなければいかぬのじゃないかと思つたのですが、この点について農林大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(赤城宗徳君) いまのお話のような方向でやるように、下部のほうにも私は指導しておりますが、特にこれは労働省関係の協力を求めているのではなくちやならぬと思ひます。そういう意味におきましては、労働省方面にいまのお話のような線で協力を頼んでおります。ただ、いまのお話で、訓練中の費用を出すとか、こういう方面にまでまだ話をしておりませんが、いままでの機構を十分生かして、いまお話の目的のようなことに協力してもらつて、というふうなことにつきましては、労働省ともよく相談をいたしておる次第でございます。

○小宮市太郎君 そすると、農林省内部でできる問題としては、いまの干拓地あたりの入植ですね、こういうものを優先的にやるというふうなお気持ちはございますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 離農するのは開拓地で失敗したのでございますから、干拓地では成功するかも知れませんが、失敗したから干拓地ではだめだといふ断定は下せないとはいへますけれども、大体におきまして離農する人は農業外にいくというところではないかと思ひます。しかし、干拓地に入つてほんとうにまた出直すんだ、こういう希望と能力が相当あるというふうなことでありますならば、こういう干拓地に入植してもらつたということも考えられる方法でございます。

○小宮市太郎君 私は、開拓地を離農しなければならぬというふうな人は、結局生産性が非常に低いので、だから収入を農業外に求めるというよりほかに入れないものから、したがって、出かせぎに出る、結局それと相呼応して開拓のほうがおくられてきた、両方関係し合つてそういう結果になつたというふうにも思ふんです。ですから、まず意欲があつていろいろな方法を講じた、あるいは酪農をやろうといふ、あるいは乳牛を買つてやるとか、あるいはいろいろなものをやつてきたけれども、生産性が低いから結局農業外に手をつけてどうにもならなかつた、こうなつたんです。そういう点から考えると、一がいには大臣がおっしゃるようなことばかりにもいかぬと思ふ。その人の意欲によつては成績をあげるということにもなるかと思ひます。そういう点で考慮していただきたい、こういうふうな思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私の申し上げたのもいまのお話と別に違つておらないわけでありませう。大体は離農です。から農業を離れるかも知れませんが、しかし、その立地の条件といひますか、土地によつてますますいい人もあるのだから、干拓に入ればまたよくいく人もあるかも知れませう。能力的、あるいは土地の関係等によりまして、干拓では熱意を持つてやれるというふうな場合もその人によりましてあらうと思ひます。そういうものを阻害する必要はございません。そういう適當な人がございませうならば、やはり干拓地への入植ということも考えられるべき問題でございます。

○小宮市太郎君 だんだん時間もまいりましたけれども、これで終わりたいと思ひますが、最後に、新産都市あるいは工業進出によつて公害、これが起こる可能性が多分にあると思ふんです。そこで、土地改良とは直接関係はございませんけれども、やはりばい煙等の害がある、あるいは海水が汚染すれば漁業に対して被害を及ぼす、こういういろいろな問題が起きてくると思ふんです。そこで、新産都市その他工業地帯における公害問題については考慮するといふことを言つてあるようにありますが、農林大臣としては今後どういふような施策をなさるお考えなのか、これがまず第一点。

それからいまの三油の干拓にまた関係いたしますけれども、有明海はノリの主産地といひますか生産地として、かなり成績をあげておるわけでございます。そういうものを考えると、相当公害といふ問題は今後トラブルを起こしてくると思ひますが、そういう点をどういふようにお考えなのか。また、最近、ノリを輸入する、韓国から輸入

するといふことを、前はやらぬとおつしてやつていたのですが、最近では、どういふ時期にやるかわからぬけれども、とにかくノリは不足しているのだから輸入をしなければならぬというふうなことをおつしたようにも新聞に出ておつたやうであります。もし輸入されるとするならば、どのくらいを考へておるのか。あるいは、その時期をどういふように考へておるのか。これは直接は関係ございませぬけれども、農林大臣なにかお目にかかる機会がないので、この際聞いておきたいと思ふのです。

○國務大臣(赤城宗徳君) 水質の汚濁等は、海におきましても、あるいは河川等におきましても、あるいは、新産都市等が大体におきまして工業都市でございませうから、公害というふうな問題が、だんだん強く起きてくると思ひます。現在、御承知のように、水質汚濁に関する二法律がございませうけれども、十分な適用をしておらぬように私感しております。こういう法律の適用、なおその他、公害が農業への影響がどういふふうにあるか。ことに新産都市については、いまの御指摘のように、相当これはあると思ひます。農林省といたしましては、官房総務課などを中心といたしまして検討を進めさせております。そういう意味におきまして、あつたは農業の問題もありまして、いろいろな公害等につきましても、検討を進め、ことに新産都市などの場合には、あらかじめそういうことが起きないように措置を計画の中にも入れるように、農林省としても注意を喚起したいと思ひます。

ノリの問題でございますが、ノリは、衆参の委員会等におきまして毎年一億枚でございますか、これは通常の形で輸入するということになつておりまして、ところが、これはノリが不作でございまして、ノリの生産も急いでおつたわけでございます。そうしてノリの被害地に対しまして、天災融資法を適用いたしました。でありますので、天災融資法を適用して、生産体制が立ち上るという形のときに輸入しようといふことで、通常の輸入の分が一億枚ですか、これを輸入することに決定をいたしていただいております。でございますから、緊急輸入と称するやつを先にやるというわけにございませぬで、通常のものを繰り上げて輸入する。なおノリが不足しておりますし、価格の面におきましても、消費者物価対策として考えなきゃならぬといふことでございませうので、あと一億枚くらいは緊急輸入として輸入すべきではなからうかというふうなことで、いま検討いたしております。大体その程度のものについての見当でございます。これはまだ生産体制、あるいは消費者物価の関係、ノリとの関係等考へてきめていくといふことで、いまのところでは、一億枚の通常のやつを輸入することにいたしたわけでございます。

○小宮市太郎君 いまの間に聞きました、そうすると、通常一億枚韓国から輸入するといふことも、毎年ございませうね、そのほかに一億枚やろうといふお考え、それで一億通常のやつを輸入したあとで、そのあとに一億枚を輸入するといふことなんですか。それともことしのうちに、一億枚は通常きめ

完成しているが、県営が五三%、団体
営が三一%、龍西は国営が八一%、県
営が二%、団体営がわずかに四%、金沢
農地事務局管内の信濃川左岸は国営が
八二%、県営が五%、これは団体営が
一〇%完成をしておる。九頭龍川は
国営が一〇%、県営が三八%、団体
営が一五%、名古屋農地事務局管内の
矢作川、国営九八%、県営は〇・
七%、団体営五三%。濃尾用水、国営
五%、県営ゼロ、団体営二四%。京都
農地事務局管内では国営五六%、県営
九%、団体営一%、野洲川といふので
すか、これは国営が一〇%完成して
いるのに県営が七六%、団体営はわず
かに二%、岡山農地事務局管内では小
坂部川国営が一〇%、県営四四%、
団体営四五%、芦田川国営一〇%、
県営四一%、団体営一〇%、間の支
線水路がその半ばにも達しないといふ
現状です。熊本農地事務局管内、嘉瀬
川国営七四%、県営、団体営とも未着
工でゼロ。こういう実態が会計検査院
から農林大臣に報告してある。こうい
う具体的な数字は、これが一体法律
算措置その他によつてどれだけ総合性
を欠いたならばならぬ水系別の土地改良
事業がその報告を受けた以後、農林大
臣としてはいかに善処をし、それが数
字の上にかに反映しているか、最近
の時点についてひとつお答えを願いた
い。

○政府委員(丹羽雅次郎君) だんだん
の御指摘でございますが、実は三十六
年度会計検査院の検査報告でいま御指
摘になりましたような指摘を受けたわ
けでございます。そこで、三十七年度
の予算編成以来先ほど申し上げました

よりな措置を精力的に行なうという措
置をとりまして、いまここに手元にあ
る資料で御指摘になりました地区につ
きまして例示的に申し上げますと、北
海道の神龍でございますが、九十八、
未着工という状態……。

○渡辺勘吉君 私引用したやつは北
空知です。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まことに
おそれ入りますが、北海道はちよつと
神龍を引用しましたので、北空知……

○渡辺勘吉君 私が言つたやつを聞い
ている。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先生が御
指摘になりましたものにつきまして、
まず関東の龍西でございますが、指摘
は国営、県営、団体営の順でございま
すが、八一、二、四という状態ではな
いかという指摘でございます。これに
対しまして、三十九年度末の予算をつ
けた状態から進捗率を相はしめます
と、一五〇、三三、国営は三十八年度
完了でございますが、一五〇、三三と
いう状態に相なつております。信濃川
左岸、これが八二、五、一〇〇、こ
ういふ指摘を受けております。これを
一〇〇、三五、一〇〇、それから濃尾
が五〇、ゼロ、二四という状態でご
さいましたが大六、それから県営は三
十八年度に採択、それから団体営は二
七、それから芦田川でございます。
一〇〇、四一、一〇〇という指摘でご
さいますが、一〇〇、五五、一〇〇。そ
れから嘉瀬川が七四、ゼロ、ゼロと未
採択の状態でありましたが、八八、三
十八年度採択、それから団体営は着工
予定。全部御指摘のものにつきまして
資料として用意いたしておりますが、
は恐縮でございますが、こういうふう

にその状態を列記いたしまして、会計
検査院に、三十九年度末の状態はこの
程度に是正に相なつておりますという
趣旨の御報告をいたし、また、同時に
今後とも先ほど申しましたような趣旨に
おきまして、既行の是正に予算の配分
にあたりまして最大の留意をいたして
つけておる実情でございます。

○渡辺勘吉君 ただいま事例をあげた
その後の進捗は、あまり既行の是正と
いうものには、結果的には精力的に
取組んだようには受け取れないわけ
です。たとえば芦田川のごときも、国
営、団体営がどちらも完成してあるの
に、その中間の支線水路を担当してお
る県営については、四一%の指摘がわ
ずか五五%、これでは国営と団体営が
非常に不経済な状態に置かれておる。
その不経済性も、これは経済測定がで
きるはずであります。こういう点が、
従来の土地改良事業に対する批判の中
心であつたわけで、いまの現況報告か
ら言へば、会計検査院の報告に對して
どうも積極的な既行の是正するといふ
努力が重点的になされたとは思ひなが
かり、受け取れないと思ひます。で、それ
は予算の配分を考慮したといひますか
ら、予算の配分その他でも、これは内
容に立ち入つてお伺いしなければなら
ぬのであります。その前に、私は
この国営、県営、団体営の一貫性の欠
除といふことの内容の一部として、早
期完成といふことがしきりにまた取り
上げられておる重要課題であつたわけ
です。早期に竣工し、早期に完成しな
きゃならぬ、これが土地改良事業に与
えられた至上課題であつたわけではな
い、その長年にわたる世論といふものに
、今度の土地改良法が一体どう対処して

いるか、早期竣工、早期完成といふこ
とをこの土地改良法の大筋な改正は一
体どういふ点に觸れて法の改正をして
おられるか、私は、いづれ農林大臣に
お伺いをいたしますが、いまの農業基
本法の中に埋没した形で土地改良法が
改正されるということではないかといふ
もので、土地改良法の改正といふもの
は、農業法の埋没から脱して、農業
法の問題点を先行して土地改良法の中
に積極的な役割を見出すといふものが
、政府のとるべき土地改良法の改正
に対する態度でなければならぬ。だと
すれば、いろいろな問題があるわけ
ですが、事務的な具体的な問題の一つ
として、早期完成といふものがどだけ
の改正案で解決されるのだろうか、こ
れが国民のひとしく期待し、かつ問題
点としておるところであります。その
点は何の程度にお取り上げになつてお
りますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 先ほど申
し上げましたように、土地改良法は基
本的に土地改良の手續に関する法律で
ございまして、そこでこの手續に關する
法律そのものにおきまして、直ちに早
期完成のことを法文化する、法律化す
るという仕組みに相なつておらないの
でございます。しかしながら、四條の
二で、先般来たたびたび御審議をいた
しております土地改良法に長期計画の
条文が入りましたゆえんのもの、土
地改良事業が毎年の予算で、場当たり
と云ふと語弊がありますが、要求をし
て、折衝の結果きまりまして、そのき
まつたものを、先ほど来のような心
かけで地区別配分をやつておるのでござ
いまして、これをやはり組織化する必
要がどうしてもある。で、土地改良事

業は、国営にいたしましても相当長
い、それから国営に關連いたしまし
て、県営、団体営がそれぞれ入るわけ
でございます。したがつて、この土地
改良長期計画におきましては、継続地
区をどのように仕上げていくか、それ
を国営としてどういふように仕上げて
いくか、県営としてこれと脈絡を持
つてどう仕上げていくか、それから最
端としての圃場の整備にかかります
団体営、それとの關係はどのように組織
的、計画的にやつてまいるかという立
場、この長期計画は実務的な立場か
ら申しますと、一つはつくり上げなけ
ればならないものであります。私ども
といたしましては、既着工地区の合理
的な工事の進捗といふものは、この法
の四條の二の長期計画の問題として、
かつそれが決定いたしました場合にお
きます必要な措置の問題として、本件
を法律との関連では取り上げておる次
第でございます。

○渡辺勘吉君 もう少し具体的に伺え
ば、たとえば過般発表された農地白書
によればです。国営の場合には十五年
要する。それから全事業を調査をした
報告を見ると、県営は十四年要する、
団体営は三年ないし四年要する、こ
う言つておるが、現に三十九年度の予算
を見ると、国営一般かん排事業の内地
分として十四地区が、着工年度から三
十九年度予算の残りの年量といふもの
を加えると、平均二十一年以上にな
る、こういう予算の組み方で、一体早
期完成といふものが行なわれておると
は、努力が前向きになされておるとは
言えない。そこでですね、この問題に
ついては二十六国会で、国会で論議を
して、政府の責任ある答弁は、七年完

成ということが当時の国会の審議で国民の前に明らかに約束されておる。七年完成ということが約束されておる。特別会計設置要綱の方針の中に、事業の施行はこれを経済速度をもつて行ない、工期七カ年で完成せしめる方針のもとに予算を計上すると明記してある。二十六国会でそのことを公約し、特別会計の要綱の中で明文化してある。しかるに三十九年度の予算の内容を見ると、平均して二十一年もかかる、こういう事態、特に極端な例でしようけれども、新潟県の阿賀野川地区では二七・八年を要する、秋田県の雄物川地区では三十年かかるという指数が出ておる。こういうことで、一休の農政の基盤である土地改良というのが、その目的に到達し得るかどうかが。国会で七カ年で完成するということを公約しておりながら、実際は二十一年も平均してかかるという事態、私はこれは古い事例を引き出すまでもなく、大きな国民に対する公約の裏切りだと思ふ。それに対する現実の施策というものは、具体的な会計検査院の指摘されたそれぞれの国営、県営、団体の進捗率のアンバランスに対して、日暮れて道遠しの感がある実態である。これでわれわれ国民が期待するような土地改良の合理的な、合理的な前進というものが、期待した者にとっては、これは大きな失望になり、そのことがまた国家経済の上からいっても大きなマイナスになり、農民の受益者の負担が増高し、国費がまたむだに巨額が投下される。こういう事態に対して、一体政府はどう対処されようとするのですか。政務次官どうですか。

○政府委員(松野孝一君) お話の点にまことにごもっともな点があるわけだ、われわれも反省いたしましてこの早期完成には努力いたしておるのではありませんが、いまお話の特別会計の問題ですが、もともと特別会計は早期完成を目途として設けられたものでありまして、お話しのようにまあ七カ年で完成を予定してやつたのでありますが、お話しのお話もあるものでありますけれども、それはあるいは事業計画の変更とか、あるいは用地買収のおくれであるとか、あるいは用地買収のおくれであるとかによりましておくれであるものもありまして、三十九年度予算をベースとして特別会計の工期を制定する、平均八年程度となつており、本格的工事のための準備期間を考慮すればおおよそ予定どおり確保しておるわけでありましてわれわれは思つておるわけでありましてけれども、なおしかし、今後経済効果の早期発現を目的として極力事業の促進をはかるようにしてまいりたいというように考えております。

○渡辺勸吉君 私がいま何つたのは、特別会計の対象事業とは別に、国営の一般かん排事業の内分十四地区について、これが三十九年度の予算の残年量から見ると、平均して着工から完成まで二十一年かかるという計数が出ておるといふことを指摘しておるのです。それからその特別会計事業は、かん排事業について見ますと、三十二年に四地区が取り上げられておる、特別会計の所屬事業、かん排事業……それが四地区が三十二年に採用されておるが、これが七カ年という公約とは反するといふことで、その点の具体的な事例は、鬼怒川中部の地区の予定は四十一年になつておる。そうじゃなければ

否定してください、四十一年になつておる。宮川用水は四十年の完成になつておる、さういふふうに国会でも公約し、あるいは特別会計の設置要綱でも予算は七カ年で完成するようにつければ、そつと要綱にうたつていながら、三十九年度予算における残年量をもつて計算すると、いずれも三年程度の延長が必要である、こういう状態でしょう。私はさういふ点で、問題が早期着工、早期完成といふこととはほど遠い現実には予算の措置がなされておるといふことを、いままではさうでありました、否定をしなければ、その完成年度の政府の調査室の資料を私は持つて何つておるのですから、違えば別として、さういふ実態でしょう。ならば、これから一体どうするか。土地改良法の法律には、さういふことはまあもろろうたつていない。うたつていないが、行政措置として一体さういふ公約されたことを、いままで三年も延長しておる実態にかんがみて、どういふふうにかつてから善処されようとするのかを政務次官に何つておるわけですか。もちろん理由としては、準備期間が必要だったとか、あるいは付帯施設も同時にやるのだから云々という弁解、答弁はあるでしょう。さういふことは七カ年を公約したときの内容にもこれは入つておると思う。準備期間も含めて七年でしょう。さうしてそれが三年以上も延びるといふような事態に、今後の国土の高度利用の観点から、一体さういふ事態をどういふふうにかつておるのかを、これを政務次官に何つておる。

○政府委員(松野孝一君) この宮川とあるいはその他の個々の問題については、農地局長に詳しく答弁していただきますが、この七カ年というふうなものを公約しておきながら、そんなにおくれるのはいかぬといふのは、ごもっともでありまして、私も非常に残念に思つておりました、これは主としていろいろな事情があると思ひます。思ひますけれども、最も大きなのは、やはり国費をそれだけつけるかつかないかといふ予算の問題だといふふうに思つております。今後において先ほど農地局長からお話がありまして、先ほど農地局長が審議して成立したければ、土地改良法の長期計画も四十年に立てることにいたしました。それを閣議決定に持つておきます。それを閣議決定に持つていくことにしております。それと同時に、予算面においても私は相当増額をしてもらえるものと考えております。それによつて要する予算を多くつけて、そして早く完成するほかはなかりと思ひますので、今後において最大の努力をいたしたいというふうに思つております。

○渡辺勸吉君 最大の努力はいいのですが、三十九年度という年度は、池田総理が——私はどうも同じことを、ほかの一つ覚えのように繰り返して言わざるを得ないのだが、農業の近代化には革新的な施策をやるのだ、財政金融の総力をあげてやるのだ、しかれば何かに総力を農業近代化についてあげるか。私はさういふ生産基盤の整備、土地改良、さういふものに総力を結集すべきだと、一つの柱としては期待しておるのです。その期待した初年度がこの状態では、これは非常にどうもこられた池田総理の公約が完全に裏切られたと言わざるを得ない。だから、

填なり、湿田なり、海岸砂地なり、畑地なり、一般なりというものが、それぞれでんでんばらばらにやられている。一体これはどういふふうに理解したらいいのです。

○政府委員(松野孝一君) いま渡辺委員の御指摘のように思える点もあるように思いますけれども、これはまず最初にお話しする、県営あるいは団体営と、これが関連あるものであります。一貫性をもつてやらなければいかぬ。その点はわれわれも非常に注意をしておるものであります。開拓パイロット事業とか、あるいは総合開発事業とかというのは、その点に留意をしておるものであります。また国営の付帯事業としての県営も特に取り上げたのもそれを考えるからであります。それから特別団体営というのができたのもそういう関係からであります。それからまた相並んだ事業がある場合において、これを関連あるように施行させるという点においては、今度御審議願つておる、いわゆる県営のいわゆる開拓整備事業なんかもその一例であります。そうしてまた、そこにおいてあるいは換地処分なり、あるいは交換処分なりして土地の集約化をはかるといふものも規定して、みんな脈絡ある、一貫あるむだのない有機的な関連のものにやうていふために、そういふふうに考へて今度の法規にも載せたいやうな次第であります。それにやはり根本的には、この利益別と申しますか、地帯別におきまして、根本的な長期の土地改良計画というものをまず立てて、そして順序よくそれをやつていくということが必要だといふふうに考へまして、長期土地改良計画という

一章を設けて、ぜひともこの線に沿つてわれわれはやつていきたい、こういふふうに考へておる次第であります。

○渡辺勲吉君 一般的にはわかりませんが、わかりませんが、私も農村に何十年となく住んで、はだでこの矛盾を感じるのは、従来団体営で土地改良をやつたままその借金も返せないうちに、構造改善でまた三反歩区画整理をやらせる、農道を造られる。ほんとうにこれは困るわけですね。まああまり詳しく言わなくてもいいでしょう。総合的な施策というものが、この土地改良法の中にうたわれてゐるのですか。そういう構造改善なり、あるいは特殊立法による振興計画による各土地改良事業なり、それを総括して計画的に今後はどういう重複混濁を来さないか、今の体系でやるのだということが、今度の法律改正の主眼になつてゐるのですか。

○政府委員(松野孝一君) 主眼は土地改良法の条文にもありますが、やはりこれは長期の土地改良計画というものを立てて、それに従つて順序よくやつていくということが、いま渡辺委員の御質問に答えるものであると私は思つております。

○渡辺勲吉君 私は土地改良の長期計画は、同僚委員が質問しましたので、重複を避けまして、きょうは一切触れないつもりです。それまでやると、どうも何時間あつたつて、これは問題が山積して次に進みませんからやめまうけれども、長期計画が立たないといういままでのそういう国営と県営とで二〇%のダブリがある、県営と団体営の間でおおよそ四〇%の重複部分がある、あるいはいま言ったように構造改

善といふものと従来の土地改良といふものとの手直しがある、特殊立法によるいろいろな土地改良事業がある。全くこれは受益者であるところの農民にとつては迷惑まかりあるという状態ですね。それまではしやうないわけですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私から先にお答えいたします。先ほど来非常に長くかかつてゐるお話でございます。団体等の調査物の中に二十一年というよりな数字が出ておりますので、私どものほうでいろいろ検討をいたしてみましたが、確かに古い地区は毎年の予算のつき方が少なく、個々の地区をとらえましたと、いろいろ問題がございますが、三十八年度の予算ベースにおいては過去を見直して、三十九年度予算ベースにおいて将来を見直しますと、一般団体営は大体十五年でいける、それから特別会計は八・六年程度でいける予算規模に相なつております。しかしながら、今度は個々の地区を見ますと、なかなか非常にむずかしい問題がございます。特別会計地区等でも手をつけましたので、特別会計地区等でも手をつけましたので、なかなか地元が着工にまいたのですが、その結果着工年度から計算をすると延びてしまふというケース、それからあるところまで水を引くばる計画になつておつたのが、もう終るという時期にもう少し先まで計画を変更して延ばしてくれないかというやうなお話が出て、ごもつともだということで、私も私も努力して計画変更をしてさらに仕事を続ける、そういう結果によりまして、形式上着工年度と竣工年度が延びてゐる、こういうケースが個々の地区に出てまいります。問題は地元の問題、あるいは計画

の変更による部分を除きまして、予算ベースの問題としては、十五年ではまだ長いという議論もあるかと存じますが、近時予算の充実を見まして、予算面からは相当スピードアップできる。ただ地元の計画の変更の御要望等が延びるというケースは、今後ともあり得ることと存するわけであります。なおわが国の土地改良事業は全然新規のところは水を引くといふやうな事業よりも、私どもが更新事業と申しております。既に既設の施設を利用する関係が非常に多いわけでありまして、そこでたとへば、先ほどお話しに出ました阿賀野川等も確かに完了年度の予定は先でございまして、たとえば二十九年にはポンプは終わつて、ポンプはすでに稼動してゐる、こういういろいろの関係がございまして、したがつて完了しない全部効果が出ないという形でなく、たとえば雄物川のダムは三十四年にできたと。その結果、水は一部既存の水路を使つて使へると、こういうやうないろいろの事情がございまして、しかし御指摘のとおり、早く効果を発生させるできれば当初とおり全部一貫してやるということとはぜひ必要なものでござい

ますので、長期計画においてはそういう形で組んでまいりたい。それから先ほど来特殊立法等について団体営のお話、構造改善事業による基盤整備事業等のお話が出てございまして、それらはいずれも法手続としては土地改良法の手続でやるわけですが、特殊立法による部分は、特殊立法地帯にどの程度の団体営の事業をおろすかというトータル

の問題でございまして、で、それらのトータルが県にまゐりまして、雪害地帯におきましては、そのトータルの予

算の中で土地改良事業をそれぞれに着手するといふことでございまして、特殊立法と土地改良団体事業の関係は、末端ではこれが特殊立法による事業であるといふ形には分かれておらず、特殊の事情にあるところに重点的に予算を配分しようといふ立場での特殊立法でございまして、最末端ではそれが具体的に差として出てくる形には相なつておらない次第でございまして、ただし構造改善事業は、御承知のとおり村が立てますので、別のやうな構造改善事業の予算の中で立てますので、これは別個に、手続は土地改良法でいけますが、動いてゐる。で、一般土地改良事業との調整というところは、先ほど申したとおりそれと脈絡をもつてやるように考へてまいりたいといふことでござい

まして、長期計画を作成いたしました際に、各種の特殊立法による計画を取り込むか、あるいはその内訳はつくるかどうかといふことは、なお今後の検討課題でございまして、いろいろの御計画を参酌いたしまして長期計画のほうではつくつてまいりたい。末端の現実は先ほど申し述べたとおりでござい

ます。

○渡辺勲吉君 次に伺ひたいのは、いまのやり方では非常に地元負担金の点とそれから補助金の点、そういうものの体系が大体混乱してゐる、そして結局的には農民の負担といふものが過重になつてゐる、こういうふうに思ふのです。一体この土地改良事業に対して国営の場合は、どういふ事業に対してどういふ補助率があるのか、都道府県営についてはどうなのか、団体営はどうか、資料要求しましたが、なかなか思ふやうな資料も出てこない。

それで土地改良事業だけにしほつてみても、種類別規模とその補助率といふものがいろいろあるわけですね。かんがい排水事業について、事業主体が国であるものについても、総合かんがい排水については内地の場合に一般会計が六割補助、特別会計が五割八分、北海道の場合はダムが九割、田が八割、畑が八割五分、それから一般のかんがい排水については、内地は一般会計では六割、特別会計では五割八分、北海道ではダムが九割、田が八割、畑が八割五分、こういうふうになつておる。それからこの同じかんがい排水で都道府県に対しては、内地については、一般が五割、離島が五割五分、北海道が五割五分、離島が五割五分、北海道五割五分、道管客土が五割五分、こういうふうにある。団体管の場合は、特別団体管かんがい排水については五割、かんがい排水に対しては四割から五割五分、いろいろなこまかい内訳に分かれておる。畑地かんがいについては、一般が四割から四割五分、樹園地が三分の一、離島が五割、かんがい排水を一つの例にあげてもこれだけの国の負担率または補助率といふものに千差万別がある。これはそれぞれの理由がございましょう。しかしながら、われわれとすれば社会党が対案をもつて内外に発表している点からいっても、国営のものについては、事業主体が国であるものについては、これは全額国が持つべきである、都道府県管及び団体管については国が八割を持ち、二割は特別会計低利資金でこれを補うということで交通整理をすべきである。これをさが池田総理の言う

財政金融の総力をあげる具体的な課題でなければならぬ、こういうことが全然今度の土地改良法を改正するにあつた背景の中に生きていない。三十九年度予算に生きていない。これは単に社会党がそういう問題を提起しているんじゃない、全国町村会の決議もそういうことをうたつておる。そういう世論の方向から言へば、この複雑多岐な無秩序な中でも言える混乱した体系の中で、それを何らかの合理化しようとせず、補助率の引き上げもやろうとせず、負担金の徴収方法の手直しをしておる。しかし、この手直しはだんだん政府の説明を聞きましても、地方自治体に対する財政圧迫はこれは来たものである。全国町村会ではこの二月に、そういうことは事業主体が責任を持つてやるべきであつて、町村がそういう財政圧迫をこうむるべきではないという意味の意思表示をしておる。従来は県が受益者から負担金を取つておつたのを、今度は市町村に負担させ、市町村が受益者から取る、こういうことでしよう。これも本院の委員会でも繰り返して同僚委員からも取り上げた問題ですから、これ以上私は触れません。この法律が実施されたことによつて地方自治団体への財政圧迫はこれは必至である。それに対する地方交付税制度というものは、これは所管は違ふけれども、一体政府としてどれだけの裏づけをはつきりと約束できますか、その点……。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まずその御質問の初めの部分に関連いたしました、現在の制度ではいま御指摘になりましたかん排事業、国営六割で、かん排事業は国の事業であると同時に、農民の受益であると同時に、また県の受益でもあるという面がございまして、その六割の残りの四割の半分を県が持つことが常例に相なつております。それで毎年の基準財政需要額、交付金を算定の基礎に、これは自治省におきまして算定をいたしまして、基準財政収入で足りない場合に交付金で交付する、こういう形に相なつておりますので、国営事業の一般会計部分につきましては、八割が国または公共団体で持つておる、こういう実態に相なつております。府県管に關しまして、府県管の部分の問題が同様で考へられておるわけでありまして、そこで、いま御質問の最後の点は、今回の土地改良法の改正で国営及び県管事業につきまして、従来先ほどの最後の二割は、これは国は農民から取るたてまえになつておりましたが、県が持つて、県は農民から取るたてまえになつておりましたが、農民にかえて土地改良区から取れる、で、今回の改正では、市町村の議決が決議した場合、市町村が土地改良区にかわつて農民から取ることができると道を開いたものでございまして、御質問の趣旨に市町村が負担をするかしないかという、法律上は全部または一部を市町村が受益者から取るたてまえになつております。そこで市町村が一部を市町村に持ます場合、ことを変えますと、市町村が自己負担をする場合と、しない場合がございまして、自己負担をしない場合においては、これは財政的裏づけの問題は起らないわけでありまして、市町村が自己負担をする事例の問題でございまして、先般も本委員会でも御議論が出ましたように、非農業受益が非

常に大きい事例、たとえば排水の結果、農民以外の住宅地等が非常に受益している、こういう事態におきまして、非農民自体が受益があるのだから、町村財政で一部かぶつて、一部農民にかけ、このような場合の市町村の負担につきましては、自治省と裏づけを講ずることで話し合いが進行中でございます。

○渡辺勘吉君 九十条、九十一条について、全国町村会では次のように言つておるわけですね。国営、都道府県管事業の費用の全部または一部を市町村に負担せよという改正案が出ておるが、事業費の始末は、当然事業主体が一貫して責任を持つべきもので、市町村に負担の転嫁や費用徴収の義務を負わせるべきではない。もし市町村にこのような責任を負わせるとするならば、これは並行して所要の財政的措置を講ずる必要があると云つておりますが、私は地方自治体として、まあとにかく自治省では基準財政需要額にそれを盛り込む、こういうようなことをだんだん積み重ねていくことは、一体地方自治体の立場から言つて望ましい方向であるかどうか、これは問題だと思つて、だからもうこの補助事業に対して、さらに出させている補助率と合せて、まあ八割という場合でも、それは直接国が八割を持つ、方向としては十割を国が事業主体の場合は持つべきだ、こういう主張は、もう絶対譲れない主張なわけですね。たとえば農業構造改善にしても、繰り返して言うていますが、これ自体は公共的な性格を持つ事業であるから、これは全額国が持つべきである、何回も私も申し上げておる。ところが、大臣は国営なら

ばいざ知らずとか非常に問題を曲げて答へたりしておられますけれども、そんなことではなしに、もうこういうことは、当然全額国庫負担をせよということ、単にわれわれ社会党が主張しているだけじゃないのですよ、ことしの二月二十四日の全国町村会もそういうことをはっきりと意思表示をしておる。何回もやつておるけれども、土地基盤整備の全額国庫負担化について農家の革新的政策の根幹として、上記の土地利用区分の法制化と並行して、早急に土地基盤整備事業の全額国庫負担化を実現することを考慮すべきである。これは世論ですよ、いいですか。そういう背景の中に構造改善事業に限らず、国が事業主体である土地改良事業については、これは全額国の費用でやるのが当然です。県管及び団体管の場合は、これは八割国が持つて、二割は他の低利資金等では補助残融資をする、そういうふうなことを交通整理をしなければならぬと思つて、すね。構造改善を契機として、農林漁業金融公庫の従来の十三段階の貸出し金利を、とにもかくにもごまかしはあつた五段階に整理をしておる、実体は五段階です。そういう交通整理の気がまえて、なぜこの土地改良についてそういう前向きな姿勢がとれなかつたか、これは金がかかるからでしょう。それだけの国家資金を投下する、これは当然の前提に立たなければ、日本の農業といふものは、世界農業に比肩して、開放経済の中でも対抗できる体質が確立されない。だから先ほどの質問に戻りますが、そういう全部または一部を市町村が議決によつて負担をした場合、それは自治省と約束済みであると

いうことでありますから、さしあたりその問題はまあいいと思ひますけれども、肝心の補助金なり負担金というものの混乱しておる体系というものを前向きにしない。今後事業量は一そう増大するでしょう、決して縮小しない。

土地改良事業は、これは年を追うて増大しておる。したがって、これは大規模化が必要でありましょう。そうなるべくと、それによつて費用はふえる一方、費用がふえることによつて負担がふえる一方、負担がふえることによつて市町村財政の圧迫が一そう加重されてくる。こういう傾向の中で、私はその点は内閣がはつきりとその市町村財政の圧迫にならないような措置をとるといふことでありますから、そのことに異論はないわけでありまして、もつと基本をなせやらないかといふことであります。これはまあとにかくその点をおいしても、満足する答弁はないでしょうから、答弁は要りませんが、そういう基本をもう少し積極的にこれは考へていかぬと、この土地改良といふものは国民怨嗟の的になつてくるといふことだけは、これは警告しておかなければならぬ。

それで私は次に局長に伺ひますが、この土地改良区が非常に経済的に不振の状態におちいつてゐる傾向が最近顕著になつてきておる。一体その原因はどこにあるか。農林省ではその原因をどういふふうに分析しておられますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 土地改良区につきましても、不振といふことをまあ言われるわけでございます。で、不振といふものをどういふ角度から押えるかといふことで、実は三十七年以来

一つの押え方といつたしまして、公庫から借りております金が延滞に入つていふところを一つのメルクマールといつたしまして、その場合に、そういう場合につきまして、個別に金融機関、県庁及び学識経験者によりまして内容分析をして、再建方策を立ててゐるわけでございます。三十七年にその対象になりましたものが二百十六地区、それから三十八年で百八十でございます。

一万二千の中で、その程度がそういう意味におきまして不振でございます。これにつきましても相当数が解決を見てゐるわけでございますが、その原因、この分析事業を通じて、あるいは再建指導事業を通じて出てまいりました形といつたしましては、組織運営上の問題が非常に事端の紛糾をきたしているといふのが、二百十六の中で九十三を占めております。事業上の原因によるものといふのが九十六、それから災害が重なりまして、なかなか農民からの負担金が集まらないといつた形のもの二十五、それからどうも組合をつくつたが組合員との間が形式的な関係で、意思の疎通を欠きまして、賦課金を取りにいかぬといふ状態が出ておるものが九十二、こういう実態が出ております。したがって、一つにはその組織の問題につきましては、やはり役員交代、解任、そういう形によりまして解決する以外には、事態を解決し得ない。また、組合と組合員との関係の問題につきましては、組合の事業の趣旨徹底といふことが解決策である。事業の執行上の問題としてはいろいろ複雑な事情がございます。それ

る、こういう立場に立つてゐる次第でございます。

○渡辺勸吉君 いろいろいま不振の分析を説明を伺ひましたが、私は技術的には全くのしろうとであります。それは、それは次のようにその不振の原因を、私なりに大きな原因の一つと考えております。それは経済的な状態をもつて不振を判断するわけですが、そういう土地改良区が経済的な不振におちいつたといふ原因の一つは、団体の土地改良事業といふ末端段階の施工の多くが共通して見受けられることは、非常に工事が進められてゐるということでありまして、そのために受益者である農民の負担が拒否されたり、負担の軽減の問題が絶えずつきまとつたり、工事を再びやり直すといふようなことから、経済的不振の原因が発生している、私はこういうふうには不振の原因をまあ究明して、一つの結論を持つてゐるわけですね。土地改良事業といふのは、たとえば農業水利事業に例をとつて見ても、幹線水利は国営である、支線水利は県営である、それから末端の小水利や区画水利は団体営という責任分担があるわけですね。末端の団体に、熟練した優秀な土地改良技術者がきわめて少ないといふことです。また経済的な条件があつて、末端の団体も人手も足りない。しかしながら私から見ますと、土地改良事業の成否を決定する大きななをなすものは、末端事業がうまくいくかどうかにか、これはかかつておると思ひます。こうしたような事業の推進体制がいかに土地改良事業の効果をもつてゐるかといふことは、これははかりしれないものがあ

あると思ひます。こうした現状を前提といつたしますと、現在のそういう末端に成否の重点がかかつておるという土地改良事業の矛盾、弱點といふことを克服することのために、末端の土地改良事業こそは国が保有しておる優秀な技術者、県が持つておる優秀な技術者、そういう技術者を系統的にフルに活用する、そういうことが私は土地改良法の改正のまた中心にならなければならぬと期待をしておつた。そういう点には全然触れていない。最も大事なところには全く貧弱な技術者で工事が進められ、幾多の再工事という事態が惹起してゐる。そういう最も大事な点に目をおおつて、国、県が持つておる自治体系を系統的にフルに活用するといふものが、なぜわれわれが期待するやうに今回の土地改良法の中に位置づけられなかつたか、非常に残念でならないのであります。うてみるならば、国が果たすべき責任を、末端の土地改良区にこれを押しつけて、国はあぐらをかいてゐるとも言いたくな

る。そういう点は、一体今後政府としてはどういふふうにお考へになつておられるでしょうか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まず法律論の問題といつたしましては、団体営の事業を土地改良区が計画をいたしまして、土地改良区をつくつて設立の認可を出してまいりますと、第八条で知事がそれを審査して適否の決定をいたします。七条四項で、申請をしようとする者は、土地改良事業計画を定めるため、「都道府県に農用地の改良、開発、保全」今回の改正で「集団化」を入れましたが、「に關し専門的知識を有する技術吏員の援助を求めることができ

る。」五項で、知事はこれを拒んではならない。それから知事が審査、公告する場合に、審査にあつては、「専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告に基づかなければならない。」といふことで法制的には相当強く押え込んであるわけでございますが、先生の御指摘のような実態があることは、私も重々承知をいたし、考へねばならぬ問題だと存じておる次第であります。そこで別途予算の問題といつたしまして、団体営の調査設計の補助という制度を数年前からつくりまして、昨年までは六千万円程度でございましたが、本年も八千万円程度に増額をいたしまして、団体営をやろうとする方が調査設計について援助を得ようと思つ場合に、本来は県がやれるやうに県に對し地方事務費等で見えるわけでございますが、土地改良法の連合会、あるいは非常に古くからある先輩技術者をかかえております土地改良区等に頼んだ場合に補助をしてやる、こういう制度を拡充いたしたつてゐるわけでございます。御指摘の点につきましては、法律の施行の問題と予算的な問題は、面ににおきます拡充をもちまして、先生の御指摘のような事態をできるだけ少なくしていくことに、今後とも特段の努力をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○渡辺勸吉君 次は、排水事業について若干お尋ねしますが、三十七年に全国排水対策事業促進協議会が実態調査をしており、そしてその結果を発表してありますが、その中に幾多の問題を提起してゐるはずで、私から詳しくその実態調査に基づく排水事業に対する問題の提起を、あらためてここに

言う必要はないと思うのですが、その排水対策事業促進協議会の結びとして出しておる問題点、たとえば土地改良区が施設の維持管理をするのだけれども、その費用に対しては、固なり県なり市町村において全額負担あるいは補助をせよとか、排水施設の施設なり改修には、大幅な国庫補助をせよとか、国、県または市町村が施設の維持管理に当たるとか、経費の負担割合を、排水量に依りすべての土地に賦課できるようにせよとかいう問題を提起しておるのですが、これは一体どういふふうに措置されておるのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) この全国排水対策促進協議会の分析には、若干私どもいろいろ意見があるわけですが、いままが、少なからずともな点もあるというところで今回の改正にあたりまして、いろいろ問題点として考えた重点事項でございます。まず排水施設の維持管理の問題ですね、維持管理に対する補助なり国の援助の問題でございますが、排水が純粋な農業利益以外に著しくあることが自明であるというふうな問題として、実は蒲原の地帯の大規模な排水事業につきましては三十六年以來県営で行なうことになつて、国が補助を出しておるわけでありまして、それはただ全般的にはそういう形での姿というものはまだ出ておりません。それから伊勢湾台風を契機といたしまして、ああいう輪中地帯等で洪水防除事業というのは非常に最近ふえてまいりました。これは常時水がたまつてゐる地帯でポンプではいておいて、いざという場合の災害に備える、災害時に備えてはいておくという洪水防除事業、この事業は国と県と市

町村が負担することを原則として事業を採択すると同時に、維持管理は市町村が受け持つというものをとつております。

それから一般的には、排水につきましては以上でございますが、今回の改正で先ほどお話が出ました問題点からむけてございまして、市町村が土地改良事業の負担金の徴収にあたり道を開きました一つの大きなねらいは、実は排水問題にあるわけでありまして、排水事業は御承知のとおり農民だけが負担すべきかどうか非常に問題があるわけでありまして、その実態が、このポンプで排水しておる実態が、市町村の受益の状態がポンプを動かす負担を農民だけにかけられるのはおかしい、不当である、こういう事態におきましては、市町村議会の御判断によつて、市町村が維持管理の主体、申し出によりまして、維持管理の主体になり得ると同時に、自分が負担を持つか、あるいは受益者に特別に負担金を課せるといふ法を制したわけでございます。先般、それを強制できないかという御意見もございましたが、非農民の受益なりや、農民の受益なりやという問題は、認定問題として非常に問題の存するところがございますので、市町村の議会がそれをのんだ場合、認めた場合に、そういう道が開かれる、そういう形に整理をいたした次第でございます。大体この協議会の問題に關しましての今回の改正案については、以上でございます。

○渡辺勸吉君 農業水利についてお尋ねをいたしますが、申し上げるまでもなく、土地改良事業と水の関係というものは、これはもとより切つても切れない密接不可分の関係にあるわけですね。最近特に治水水利の問題が、高度経済成長政策というものの進展に伴つて、いよいよ重要視されてきておる。特に農業水利から見れば、他の種類の水利との関係においては、これは統合関係に立ってゐる。また、農業用水内部の合理化の問題等も出ておる。いろいろ対外的、対内的にこの水利関係は問題山積という中で、土地改良が進められておる。こういう点を、農業水利という立場から見れば、むしろこっちのほうが受け身に立たされておる。その受け身に立たされておる農業水利というものを、權益を守るとともに、農業水利制度の改善対策というものが、国の治水水利の観点から総合的に確立されなければならぬ。こういうわれわれは受け身に立つだけに、その問題意識はきわめてまた緊要不可欠の問題であると思つておる。そこで伺ひをいたしますのは、昨年の三月に行政管理局から、農業水利に關する行政監察結果に基づく勧告が出されておる。これは農林省にとつても、いま言つたように、農業水利という立場から見れば、高度経済成長政策の発展に伴つて守勢に立たされておるだけに、きわめて切実な課題が提起されたものとして、この勧告をどう対処しておるか。期待するものがあると思つておる。伺ひをするのですが、土地改良と水とは切つても切れない関係にあるから、特にこの土地改良法の審議の中にに入れてお尋ねをいたしたいわけでございます。

で、勧告の第一点は、特に農林省と建設省の所管についてうたつておる。水利権の現状把握についてということ。を言うておる。で現状分析は、いろいろ説明がありますが、それを省略して、水利権の現状把握について、勧告は次のようにうたつております。「水利行政の根本をなす水利権の現況は握が不十分であり、とくに農業水利権については、その大部分を占める慣行水利権および「みなし水利権」の取水量が不明確であるので、関係各省は協力して、これら水利権の明確化のための措置(台帳制度を含む)」と云うておりますが、これを進める必要があり、守勢に立たされておる農林省は、この勧告を受けて、いかなる措置を講じておられますか、その点をまず伺ひいたします。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 河川法の御審議が、いづれ建設委員会等で始まると存じますが、いまの問題点に關しまして、台帳整備ということが建設省で、新河川法に入りまして、当初はその届け出をして、整備をして、その一定期間に届け出がなければ、慣行水利権は消滅するといふような立場におきましての原案でございました。農林省といたしましては、慣行水利権というものは、そういう性格のものではないといふことで、その消滅に關しまして規定は、交渉の結果消えまして、届け出によつて台帳に記載をしていくという形に相なりまして、その台帳につきましては、農林、建設で、両方それぞれ持つておるという形に話し合ひが進んでおるわけでございます。それで農林省の立場といたしましては、慣行水利権を保護する立場に立つておられますので、農民なり、あるいは農民の代表の方が、非常に不正確に書いて、そのことによつて台帳に書かれてあるからどうだといふことに相なることをむしろ懸念するものでございまして、この台帳は單なる記録であつて、その効力要件ではないといふことを明確にいたしてゐるわけでありまして、別途、農林省といたしましては、数年前から五十七河川につきまして、水利動態調査をやつてまいつておりますが、三十九年度におきまして、その水利の動態調査も行ないまして、問題のありそりな地区につきましては、これはよそへの相談ではなく、自分自身の手持ち資料として、その水利権を把握しておこうといふことにつきましては考へてゐる次第でございますが、御質問の台帳制度におきましては、新河川法におきまして一応整備されるといふことにつきまして、私どもも同調をいたしてゐる次第でございます。

○渡辺勸吉君 いずれ具体的に河川法案がまた本院に上程されてゐるようでありまして、その連合審査の機会等で、もう少し突っ込んでお尋ねをいたすことにいたしまして、水利権の許可と管理について、一体どういふ農林省として考慮を払つてゐるか、勧告を引用してお尋ねをいたしたい。勧告は、水利権の許可と管理について、次のように勧告をしております。「水利権の許可および管理事務は、水利秩序の確立のため重大なことであり、各都道府県における取扱ひは区々であり、必ずしも十分とはいへないところがあるので、次の事項について改善指導の余地が認められる。とくに農業用水については、合理化促進の見地からしても、適切な措置が望まれる。」「ア」として、「水利権許可申請にあつた

り、関係既得水利権者の同意書添付を絶対的条件としている場合は、そのため不当な補償要求に際する等の弊害もあるもので、許可権者は合理的資料に基づいて、関係者を納得させ自主的に許可処分をできるような体制を逐次推進すること。まずこう言うておりますが、この措置は一体どういうふうにとられているのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 現行河川法は、十八条で「河川ノ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」といふ、まことに明治スタイルの法律でございまして、行政庁がオールマイティ。そこでこの運営にあたりまして、問題の紛糾を避けるために、上下の関係者の同意を取っていいということが河川行政の面で行なわれておりまして、行管のいまお説き上げになりました指摘に相なっております。この問題の対策は、これまた新河川法でひとつ新しく法文化されておる次第でございまして、ここでの考え方は、いずれまた御審議を願うわけでございまして、簡単に申しますと、河川管理者は、新しい出願に対しては関係権利者に通知をいたしまして、そして、たまたまとして関係権利者の同意を確認した上で許可をする。それから同意が成り立たない場合については、一定の場合に許可をする。その場合には河川審議会にはかつて許可をする。こういう法制に整備をされて、そういう形におきまして行管の指摘にこたえております。農林省といいたしましては、河川管理者がそういう許可をする場合に、当然利水の一方の代表である農林大臣に協議をしてもらい、こういう法制になつておる次第でございまして。

○渡辺勸吉君 次に、「農業水利権の許可に際しては、時期別取水量を明示して、合理化の促進に資すること。」となつておりますが、その点はいかが取り扱われておりますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 農業用水の水制権は、申すまでもなく非常に古い時代、いまだ利水が競合してございまして、非常ににおおらかな権利として慣行的にでき上つております。それがいろいろ紛糾の種になりますので、許可にあたりましては、時期別の関係を取水量をはつきりすべきであるといふのが行管の指摘でございまして。これは現行河川法の十八条、先ほど朗読いたしました、これまた法律面では非常ににおおらかなと申しますか、簡単に許可を受くべしという規定でございまして、今回の河川法におきましては明文はございせんが、河川の許可にあたりましては、その関係は当然明白になつてまいるということに相なると思ひます。

○渡辺勸吉君 次に、農業水利の合理化をはかる場合、旧水利権の措置について明確な条件を付して新しい水利権を許可するよう考へるというておりますが、その条件提示等はなされておるのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) たいへんむずかしい問題なんではございますが、たとえばある川から三つの取り入れ口がある、それを合口いたしまして一つの取り入れ口でやる、そのときに、いままででは、新しくできまして合口の水利権は許可を受ける、その際に、過去のものが死んでいくのか生きていくのかかわらないで、後々紛糾になつておる場合がある。農業の立場から申し

ますと、これは非常にデリケートな問題なのでございまして、勧告は、古いやつは消せということ、理論的にはまあそれとおりでと私存するわけでありまして。たとえば三つの取り入れ口の土地改良区がそれぞれ違つておつて、A、B、Cの土地改良区のもの水利権が、合口事業をやつた。たとえば形式的には国営でやれば国の水利権、県営でやれば県の水利権として出てまいります。それを、前のものを行政法としての河川法では当然消すわけでありまして。行政法としての河川法で消すことは、これは当然執行すべきである。残る問題としては、慣行水利権の問題。これは非常にデリケートな問題を含んでおるとは存じますが、いま私どもの行政では、その当然こちらが水利権をこちらといたしまして、新しく建設主体が水利権をとるわけでございまして。前、前の水利権者と間に、水利権としてのお約束ではなく、水の供給の形におきましてやはり約束をはつきりつけていく、こういう形で指導しております。

○渡辺勸吉君 実は許可と管理で次の三つをあげております。そのことは、実態を調査して必要な措置をはかるといふていふのですが、それをやつていくかどうか。遊休水利権とか過大水利権の実態を調査し、必要な合理化をはかれ。実際どういふ事があるわけですね。それから期限切れ水利権については必要な契約更新をやれ、こういう勧告をしております。それから無許可の取水について、実態を調べて必要な措置を講じろ。こういう三つの勧告をしておりますが、この実態調査をま

ずしたのか、したとすれば、そういう実態についてどういふ措置を講じたのか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 行管の勧告の底流といひますか、というものは、利水が非常にふえておりますので、農業にどうもむだがあるのではないかと。したがって、その関係をほつきりさせて、浮かすものは浮かして有効に使えという考えでございまして。基本的な問題といたしまして、慣行水利権を守るという農林省の立場から、直ちにこれにそのまま進んでよろしいかどうか。たとえば先般の河川法におきまして、届け出によつて明確化して、明確化されたその外のものも権利のなものであるという形に相なるわけでありまして。したがって、考え方としてはもつと縮めるという考え方そのものには、農林省としては反対はいたしません、具体的に慣行水利権等がある地区につきまして、おまの水利権は大き過ぎるからこれはもつと、十トンが多いから三トンでいいはずだといふ具体的な事例については、私どもは農業の立場に立つて、ほんとうに要するものは確保するという立場で取り組みたいといふことで、積極的にこの過大、遊休の整理には農林省としては現在入つておりません。

○渡辺勸吉君 次に、基本的調査について勧告しているのですが、これは主幹庁は経済企画庁であるわけですが、これも、当然、農林省としても農業水利の立場からこの基本的調査には大きな責任を分担しているわけ、わかつていく範囲でお伺いしたいのですが、水位、流量を主体とする水理調査は、各

省、各機関で相互の連けいなく実施され、その資料の交換利用等も十分行なわれていない。各調査機関は、地域的に調査計画の調整を図るとともに、全国的には経済企画庁を中心とする調査結果の活用措置を講ずる必要がある。こう言うておるわけですが、できればこれは経済企画庁も出てもらつて何いたかつたのですが、手続の関係でとれませんでしたので、農林省にいたすのです。これは私からくどくど申し上げるまでもなく、国土調査法で水調査というものが出ておる。水に関する理想的構想が国土調査法に出ておるのだが、それがさつぱり実施されてない。わずかに調査のデータの統一というやうなことでお茶を濁しているのですが、各省ばらばらでその調査をやられ、資料の交換も十分でないといつておる。こういうことでは、農業水利の立場からいっても、これは非常に問題だと思ひます。この勧告を受けて政府全体がどういふふうなこれを総合的に基本的な調査に取組んでおるかですね。国土調査法にも関連して、その方向といふものをひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 私が全部お答えすることが適當であるかどうかあれでございまして、私どもの理解する限りにおきましては、経済企画庁としましては、水資源開発促進法によりまして水系を指定しましたその水系につきましては、責任を持って調査を総合し、また利水、治水関係各省の調査結果によりまして、対立等も調整をしていくことになるわけでございますが、一般河川につきまして、企画庁と

してそういう調査にまだ手が伸びる段階にあるとは承知いたしておりました。しかし建設省といたしましては、治水行政上、河川の調査ということは必要でございますので、建設省もやっております。私のほうといたしましては、他の水利側からの農業水利へのいろいろのお話に對しまして、防禦というのと語弊がございますが、やはり一つの主張を持つべきであるという立場で、先ほど申しましたように、水系につきましても調査をやっております。本年度もやるつもりでございます。現在のところ行監にありますが、統一官庁によつて調査しろということには、まだ相談を持ちかけられておりませんし、やはり独自の調査というものを、もちろんその調査の交換の要望等もあつて、交換等については今後大いにやるべきであるという形でものを考えております。

○安田敏雄君 関連ですが、先ほど局長の説明の中に、農業用の慣行水利権が、具体的に数字に於て説明しておるわけですね。たとえば十トンあつた農業用の必要な水ですね、それが実際には七トンくらいでもつて三トンだけがさい先必要だ、そういう場合に慣行水利権の尊重せられるのは三トンだけですか。十トンは尊重されないのですか。そういう点が明確になつておらないと、これは紛争が起きますよ。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 非常にむずかしい問題でございますが、いま私の設例として申したのは、十トンは慣行水利権であるかないかというところで、差額の三トンを申しておるわけではございません。そこで問題は

非常にむずかしいことに相なりまして、農業の実態とからむと存するわけでございます。というのは、慣行水利権が十トンありましようとも、実際の農業の使つた量が極端に言いますと、たぶんはなくなつた場合、しかもなお慣行水利権ありということが言えるかどうかということでございます。したがつて、たんぼがあつてそこに水が幾ら要るかという問題といたしましては、節約すれば七トンで済むからお前の慣行水利権を単純に七トンでいいというふうに行行政庁が考えましても、慣行水利権というものは別の法制でございまして、直ちにそれを七トンにできるかどうかというところは非常に問題でございます。したがつて、いまの実態におきましては、農業関係におきましては、この場合には実際面では十トンとして尊重してやつておるわけでございます。七トンだからあと三トン持つていくぞというのを強行していることではないわけでございます。しかし、だんだん水が窮乏に相なりますというところ、そういう問題が起るわけでございます。これは新河川法におきまして慣行水利権の整理の問題としてではなく、まず水利調整の問題として法制面では整理しておるわけでありま

○安田敏雄君 たとえば発電所用の、発電所のために非常に水が必要だという場合がある。ところが、農業用水道というものは、その他工業用の水道とか何とかといつて水がほしい場合に、農業用の水利というものは季節的に変動があるわけですね。たとえば田植えなどにおきましてはたくさん要るわけなんです。そういうものがかりに十トン

要る。その他の季節のときにはこれが半分でもいいわけなんです。そういうふうな場合に、これはあとと一般にあるいは防火用水とも並行してそういうようなものがいつ要るかかわらないという場合に、発電所その他の工業用の水利のために水を取られたというところになります。そこには何らかの、十トンは水は要らないのだというならば、それに対する差額の補償というものが確立していないわけですよ。その補償をどういうふうに生かしていくかというところ、私は問題の重点をいふことは知つておる。よけいだといふことは知つておる。しかし、これは古くから祖先伝来の水利権といふものを固守しているわけですね。だから、それをある部分をはかのほうに利用するならば、これは当然補償という形で支払われるという基本的な優先権というものが確立していなければならぬというふうに思ふのですが、そういう点の考え方はどうなつていますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 非常にむずかしい問題でございますが、いま御指摘の田植えから始まつて稲刈りにかかり九十日間、ピークにどのくらいの水が要するというのが、やはり農業水利権である。そこで先ほど行監もただ農業水利権が十トンあるというふうなばく然たることでなくて、いつからいつまではどのくらい要る。最高どのくらい要るという、そういう関係をはつきりすべきであるというものが行監の勧告でございます。その場合に慣行水利権としてたとえばピークに十五トン要るといふときに、どなたかが常時

使う工業用水としてその十トンに食ひ込むような、毎日何トンか取ることによつて十五トン出せなくなる。農業側にとりましては、これは慣行水利権は、みなし水利権に相なつておりますから、みなし水利権に對する侵害といふことは言えると思ひます。ところが、今度農業のほうでそれだけの水は減つて要らないのである。たんぼに、權利として三トンあげるから賠償をよこせといふことが、法律理論としては、非常に疑義がございます。ただ社会的実態として、お話し合ひでそこに行つていふ関係が動いておることは事実でございますが、法律論として、それが權利であるかどうかといふことにつきましては、これは非常にむずかしい問題で、にわかには申し上げかねる点でございます。

○安田敏雄君 実は農業用水といふのは、同時にいまでは衛生用水であり、防火用水であるわけですね。ですから田植えとさばかりじゃなくて、いまでは常時必要となつてきているわけなんです。年間常時。そうフルになつてもいいのですが、ところがそれをかりに電力会社がその水をほしくて、下流の発電所に水を取つて回す、水利を取つて回す場合に当然電力会社はそれだけの水を、水利を使へば一立方当たり何キロか起るわけですね。収入が上がるわけですよ。あるいはまた工業用の水道に使つたとしても、水道用水として料金がかかるわけですよ。そういう料金の一部を、それだけのものを、農民ののにかかると。要らないにかかわらず、古くあつた慣行水利権に對して、

とつた以上は、何かそれに対するバック・ペイがあつてしかるべきだと思ふのです。その水を使わなかつたら収入が出ないのですから、そういうようなものが農村に還元される。その場合またさらに下流の田地、田畑を土地改良したならば、水が少なくなるかも知れない。そうしなければ、発電用水に使えるのです。そういう場合の土地改良は、これは農村の負担でやつてはいけなかつた、そういう電力会社に負担させていくとか、その水を使つて収益のある公共団体にある程度負担せるとか、そういうことをしないで、土地改良するほうは農民の負担である。水はもう要らないから召し上げた、何らのバック・ペイがない。こういうのがいまの実態じゃないですか。そういうのを、やはり農業用水として古くから農民に尊重されておるという權利は、やはり何らかの形で利用した当事者が受益者として、会社なり、公共団体なりが当然その權利に對するバック・ペイはすべきだと思ふ。そういうものは確立しておらぬのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 流水は私權の對象にならないという法律の前提がございます。一方長い間にわたつてある水の使用を行なつておきまして、それが慣習として社会的に容認せられたものが法令上の慣行水利権、したがつて農業に使つております限りにおきまして、それはまさしく慣行の水利権でございます。これは侵害できない。しかし自分が徳川時代以来使つてゐる水だから、この水は自分の水であるから売水ができるかという議論になります。現在在法制上は売水はできないという解釈になるわけでありまして、そこ

で先ほど法律上の権利として自分はいままで十トン使っておったのだけれども、もう農業として十トン要らないというときに、二トンを分けてやるから金をよこせということが、法律上の権利としては言えないことになる。しかし、社会慣行、実態の問題としては、いろいろのお話し合いが行なわれておることも事実であることも承知しております。法律論としては、私先ほど来申し上げておるとおりと考えておる次第でございます。

●櫻井志郎君 いまの問題をちょっと、問題を少ししぼってお伺いしたいのですが、たとえば先ほど局長が例をあげた合口事業をやった場合に、当然国なり県なりが、たとえば国営でやつたにしても、県営でやつたにしても、相当の負担をする。しかし若干農民負担がある。合口事業をやったことによつて農民負担をかけた。そこで水が余つてきた。こうした場合に農民がある程度の負担をして余剰水をつくつた、この場合にはどうですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) その場合はどうかという御質問の趣旨が、対価を法律上の権利として要求できるかという意味でございますれば、水は私権の対象でございますから、流水は私権の対象でございませぬから困難だ。ただ合口によつて浮いた水を工場なり、発電なりが同時に使うという場合には、その合口施設というものは共用施設に相なります。共用という限りにおきまして、その合口の費用のある程度のアロケートの問題が発生いたします。そういう関係と考へております。

○安田敏雄君 それは局長のおっしゃるとおりです。法律上は、その余剰水

を確かに利用した側に対して農民の側から要求はできないでしょう。しかしながら、それだけの水を電力会社なり、あるいはその他の公共団体が利用して利益をあげた以上は、利益があがつていくのですから、そういうようなものについて、会社から自主的に、権利の補償はなくては、何らかの形でその水利に対して、やはりその部落なり、そういうものに対して報償というか、協力費というか、そういうような形でするような処置は、行政的にこれは優先的に考えるべきじゃないか。そういうことを考えてないから、いつも紛争が起きやすいのです。しかもしまいに、法律がないからということに泣き寝入りで、ずっと横行になつてしまつて、黙つて利用している。しかし社会的な情勢が熟してきましたと、昔の農業用水というのは、だんだん衛生用水になり、今日では防火用水ということで重要視されている。しかしながら、いまだで利用されてきたものだから、つい泣き寝入りという形で押し切られてしまふのが、これが現状でございます。電力会社はそういう点については全然払つていない。だからそういうようなことは、やはり河川法の変換の際には、そういう土地改良法の変換の際には、何かそういうふうな優遇的な、優先的な措置を講じないと、また当分これは河川法でも、土地改良法でもコンクリート化されてしまつと、農民の権利というものは、いつの間にかなくなつてしまふということにならざるを得ないと思つておられます。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 純粹の法律論として申し上げておつたわけでありますが、農民が十トンの水を在来

使つてゐるという場合には、施設なしでは使えないはずなのであります。行管の指摘である農業取り入れ及び水路がある、土地改良区がそれを水を売つてゐるがごとくして取つてゐるのとはおかしいという指摘がある、私どもはそれは考えないわけでありませう。その水門をつくつたのは農民であり、その水路をつくつたのは農民であるわけでありませう。したがつて水を売るといふことではなく、その施設にかつた金、あるいはその水路を利用する以上、利用料を払ふということにはあたりませう。これはないかということで、農民がつくつた施設の利用費あるいは建設費の負担の分担、あるいは水路の利用料として要求することは十分あり得るし、またあつてしまふべきだ。ところが、川の本流を流れている水を、あの水はおれの本来なら使えたものだから、その水をおまえのところに流すから、その水の金をよこせという御主張は、法律論としては、流水は私権の対象にはなつておりませぬので、せつかくのお話でございますが、法律の世界にあつてゐることは困難かと思ひます。ただ、施設の使用料、利用料の負担を持つてゐることは、それを便宜水の何トンに換算するということとはこれはできるかもしれませぬ。

○渡辺勸吉君 行管の勧告はまだであるのですが、これはたとえば水利計画の問題ですね、あるいは水利調整の状況等制度機構について、こういうのは少しく具体的にまた伺いたければ、これは河川法の関係が中心ですから、適当な機会に連合審査で突つ込んで伺いたいわけでありませう。行管の勧告を引

はこの程度にとどめたいと思ひます。ただ農業用水内部の問題が一つあるわけでありませう。従来の慣行で上流部分では優先権を確保している、ものによつては河川法の許可を得ているものもある、それから水の量についても利用の時期についてもさだかならざる慣行の中でやられてゐる。だからいろいろ占用権なり農業権なりあるいは用水権なりというものが非常に錯綜してゐるわけですね。これが合理的に秩序立てられなければ、これはたとえばいろいろな農業技術の導入をやろうとした場合に、直ちに農業用水の内部関係の前近代的な慣行の中では、それが実進しないというネックになつておる。そういう点を一体どういうふうに合理的にこれを措置されておるか、また将来されようとするのか、そういう点をひとつお伺ひしておきたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 水争ひ、かつては農業内部に深刻でございました。で、だんだん農業と非農業、他種利水との問題が深刻化してまいりました。水資源開発促進法、多目的ダム法あるいは今回の河川法、いずれも農業利水と他種利水、あるいは治水との調整に關します法制度の整備が、治水、各省間の協議を通じて前進をしていこうという法制が進みつつあるわけでありませう。で農業内部の問題につきましても、いろいろ今回の改正の際にも考えたわけでございますが、單純なる法律論としましては、たとえば知事のあつせん、調停、裁定というふうな法制を考へることも可能なかつてございませうが、私も現在行政を担当いたしてございまして、そういう形での解決

ではなかなかうまくいかないというところが、土地改良事業が非常に進んでまゐつた動機であるという歴史的事実、つまり水が足らなければ、乏しきを分け合ふというのではなくて、水源を造成する、むだに流れる水をためるといふ形におきまして解決をはかるということが、現実的な解決でもあり、また歴史的にもそういう経過をたどつておる。で、むしろ土地改良事業の推進、法制の整備という形を通じて農業関係の水利を調整するという立場に立ちまして、農業内部の農業水利に關します部分は、今回はその制度化したものではございません、またその必要はないのではないかと、こゝういふ判断に立つた次第でございます。

○堀本宜実君 先ほどからこの水利権の問題、これは一番重要な問題だと私は思ふのですがね。そこでどうもなかなか御説明をするのが私にはわかりにくいのだが、これは農民にとつては死活の問題でございませう。で、一言聞いておきたいと思ふのですが、かりに井せきがあつて、その井せきがA、B、Cと河川には分かれてゐる。その場合にそれぞれ古い井せきで漏水があつて、その漏水によつてAの漏水は次のBが受け、あるいは他から出てきた排水によつてBの井せきが受ける、Cの井せきの漏水がまたCが受けるというふうな、それぞれあるいは循環する場合もあるでしょうし、新しく起きる場合もあると思ふのですが、かりにAの井せきが災害で痛んだ、あるいは漏水があつたに多くなつたといふことで、従来使用しなかつたコンクリートのがんじょうな最近の工法でその井せきを改修するといふことになる。そうするとBの井せきは同意

を求めなければその工事はやらせないであらうと思う。その同意を上、つまり上流の井せき、固いがんじょうな健全な井せきになることによって漏水が少なくなるということがありますが、土地改良等によってそれが改修されると、次のBにくる水が少なくなる。それがためにその井せきを改修し、改築する場合にはB、Cの下流にある井せきの、つまり耕作者の同意を求めなければならぬと思うが、それは同意を求めるということは間違いないと思ひますが、そういうふうに考えておられますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 一本の河川で上流に河川工作物をつくって、そこで流水を引くというときに、下流への水利権に全然影響がない場合には、法律論としては関係ないわけですが、先ほど行管もありませんが、あとであらうから抗議があるのが問題なもので、河川行政者は、下流の人の同意書を持ってこいということが行なわれておることは、行管も指摘するところだと思います。で、今回の改正で、この場合Aが新たに水利権をふやしていきという場合には、改正の場合におきましても、当然B、Cに通知をしてB、Cの意見を聞いて、B、Cがけつこうだとすれば、Aの水利権は許可する。B、Cとの話し合いがつかなければ河川審議会でそのAの必要性を判定して、許可にする場合もあるし、不許可にする場合もあり得る、こういう法制に相なっております。

なお、先ほど来のお話に関連いたしまして、私どもも考えなければならぬ問題は、いまお話の中には農業を頭においておつしやつておるわけでありますが、農業内部の土地改良事業におきましては、何といひますか上流で水を浮かして下流の水のないところに回すという事業は、従来いふん行なわれております。もちろん、上流の同意も納得の上で行なつておるわけでありす。そういうわけでございますが、その際にそれがみんな対価の対象であるということに相なりますと、これまたなかなか非常に厄介な問題もあるわけでありまして、少なくとも話し合いの上でやつておることは事実でございます。慣行水利権を先ほどのようにかたく解釈いたしますと、農業行政そのものもいろいろ問題が発生してくるだらう、かように存じます。

○堀本宜実君 これはかたく解釈する、やわく解釈するといふのではなくて、これは重大なことなので、これはかたかろうがやわかろうが、百姓は水がなければどうにもならぬ。それでえとして、いすれの人たんのでも、実態は水路尻といひますか、まずその水路の末端はえてして干ばつの受けやすい状況にあることは間違いないと思ひます。そこで、せつかく井せきを直すのならば、たとへば六十町あればAの井せきにAの用水といふものは確保しよう、こういふ考え方になることは、これは常識だと私は思ひます。そこでそれはいけぬ、たとへばその六十町をまかなうのに五個の水が要つたといふことになれば五個以上を取つてはならぬとB、Cが言ふならば、五個以上の水は取れない、こういうことになるのだらうと私は常識上思ひます。しかし、せつかく土地改良をやるのだから、そこところは相議でまゐめてやりたいと思ひますが、しかしまゐ

たいといひても、やわい、かたいの問題で、なかなかその簡単にはいかぬ、こういうことになるわけですが、その場合にB、Cが取つておつた水の量がどのくらい常時流れておつたのか、三個でよいのか、あるいは五個を流さなければならぬのかといふことの判定は、その井せきが持つておる耕作反別の面積に比例して算定するのだから、それは従来習慣によるものだから、水の量を幾ら流すといふことは、だれも判定つかぬと私は思ひます。そうするとBの井せきが五十町持つておつたら五十町は溢り得る水の量が、農林省ではどのくらい、一トン半なら一トン半、あるいは二トンなら二トンといふことが規定されて指導をされるのか、そこをもちよつと伺つておきたい。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 国営土地改良事業のように、上下の關係が非常に問題であり、量的に非常に大きいといふような場合に、いかなる流量を前提にして、これだけ取つたら下に影響があるかないかといふことは、実に非常に大問題でございます。先ほどお話しした十年間の過去の統計等を使いまして、低水位なり高水位なりといふものを使いまして非常に科学的にやつておるわけでございます。それと同時に、水の所要量も数年かかつて減水深と申しますか、たんぼほどのくらしい水が漏るかという減水量調査等を積み重ねまして所要量を出しておる。したがって、国営、県営等の高度の技術の上に行なわれておりますものは、そういう意味の調査を続けまして、上下の關係もお互いにこまかいデータの上に説明し合ひ、納得し合ひしてやつておるわけでございます。いま先生の御説

例の問題が、もしかりに国営、県営の規模の問題でございしますれば、そういうプロセスを経てA、B間の量といふものの調整が行なわれておるわけでございます。農業内部でございしますれば土地改良事業の面においてそれが行なわれておるわけでございます。それからBなりCなりがたとへば工場用水であるといふような場合には、先ほどの河川審議会等の議論を通じて科学的に議論をされ、求められていくわけでありす。それがだんだん団体等になつてまいりますと、そこまでのスタッフと期間と準備がないという意味におきまして、やはり腹だめでいろいろなことが行なわれておる実態はあるかと思ひます。方法論としては、先ほどの過去の十年間の毎日の流量調査あるいは長い間の減水量調査を行ないましてやつておるといふのが実情でございます。

○堀本宜実君 渡辺委員の質問中拝借したので、あとは私はまた河川法と水利の問題について若干お尋ねしたい。

○渡辺勸吉君 私まだどうしても三つばかりあるのですが、たとえば区画整理、交換分合等を踏まえた農地の集約化、これに入るとどうしても二時間くらい納得するまで聞かなければいかぬが、それはちよつともう時間の關係で割愛することにします。私の質問はきようはこれで終わります。

○委員長(青田源太郎君) 速記をとめて。

○委員長(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

○委員(青田源太郎君) 速記を始めて。

何いいたいと思ひますのは、おおむね団体営より国営、県営のほうがいふ言ひ合理的なものが働きますから、私は解決がしやすいんじゃないかと思ひます。ところが、団体営等になりますと、いま局長の言われるような議論ではなかなかむずかしいと思ひますが、しかしそれは別として、私がむずかしいと言つても、いすれにしてもできませんと言われれば、それまでだから私は議論にならぬと思ひます。そこで、かりにいろいろ何によりますと、たとえば新しい利水とも關係が起こつて、従来使つておる水の量でなしに、その水の量以外に農業用水以外の利水を要求し、またそれが起こつてきた場合に、その量の区分をどういう方法で立てていくかといふことになるわけですね。そうすると、河川法といふものは、河川の水に關する差配といふものは建設大臣が持つておるのではないかと思ひます。建設大臣が持つておつて、その建設大臣と協議をするといふふうに私は考えておるのですが、どうでしようか、農林省と建設省とで協議をしてやるといふことに考えて間違いないのでしようか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 河川法七条……先ほど申したとおり、建設大臣が河川の使用、利水の使用の許可は在来はたつた一条で河川管理者、これを許可する。河川管理者といふのは知事であるという法制でございます。今回の改正は、御審議を願うわけでございますが、一級と二級に分けて、一級は建設大臣、二級は知事でございす。が、一級について建設大臣が許可する場合に、建設大臣は、前提がござい

すが、関係大臣と協議をするという法
制に相なっております。

○堀本宜実君 その協議というの
たいへんあいまいなことだと私は思
うのですが、あいまいでないとはい
ないが、意外に協議がこつちの言
うとおりにできればいいのだが、そ
れはそうはいきませんというようにな
てくると困るのですが、これから
新しい水利というものは、従来その
水を優先的に使っておる農業者の
が先べんをつけ、新しいもののほう
があとからできるわけだから、それ
だけに農業水利というものは、優先
権があるという理解をいたしてお
ります。そういう場合に、その理解
を持っておるほうが河川法で建設
大臣に相談をする、協議をするとい
うことは、何か弱くなったような感
じを一応受けるのであります。そこ
で、私はこれは少なくとも単独立法
が何かでちゃんと規定をして、相
談によってやるなどと言わないで、
交通整理がびしゃつとできるよう
なふりやうにやっておきたいもの
だと思ふのですが、そういうお考え
はなかつたのですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) まず初
めに、建設大臣が許可にあたつて協
議をするというところは、許可行政
の運用の問題でございます。そうし
て法律にはそれしなかつたのです
が、今度の法律では、第二款に水利
調整という規定を設けております。
いまぶつかる問題でございます。
すでに使つておる人間と新しい利
用との競合の問題の水利調整の規
定が別にあるわけでございます。
その際には、原則としてその関係
者の同意が整わないものは、考
え方としては原則として許可しない

で、許可する場合は特別にその被害
を受ける人に対する防除措置ができた
場合に許可する。それから、どうし
ても著しく公益性が高いものである
場合には許可する。ただしその許可
は「河川審議会の意見をきかなければ
ならない」とか、知事の意見を聞か
なければならぬといふこと、いろいろ
入つておるわけでありまして、す
から権利の競合関係に關しまして
は、何もなかつた法律に新しく法律
に入つたといふのが今回の法制で
ございまして。

そこで、第二段の水利者が許可
するといふことは考えられぬかとい
う問題でございます。これは先ほ
ども申しましたとおり、河川の水利
と治水の衝突をいたしまして、二
十七年以來非常に河川に關する
いろいろな水制度部會等ございま
す。いろいろ審議が続けられました
結果、三十年以來、その許可行政
は河川の建設大臣が行なうのだ
が、関係機関の協議の上水利と治
水の調整をはかつていこうといふ
法が多目的ダム法、水資源開発
促進法、今回の河川法といふふう
に協議方式でこの問題を進めてい
こうといふふうに進んでおります
ので、今回の改正の際に考えなかつ
たかどうかといふ、過去の経過を
いろいろ考へまして、何も河川を
使用してゐる農民だけでございま
せんから、河川の新しい許可は農
林大臣が許可するのだといふ主張
はいたしておらないわけございま
す。

○堀本宜実君 これは私は少なく
とも河川における知事が管理する
場合もありまして、少なくとも水
管理といふようなものについては、
一つの単独の法律で規定してもよ
いのではないかと、いふうに感じ
るわけですが、しかし、將來はひと
つそういう方向でものを考へる
といふことが必要だと思ふのであ
ります。

それからもう一つ具体的なことで
何したいと思ふのですが、伏流水
といふものは、いわゆる同じ水とい
ふもので、たいへん種類があるの
じゃないかと思ふんですが、伏流水
のことで何か規定をござえてお
られますか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 特
に今回の河川法で伏流水といふ
ことを取り出して規定をいたして
おりました。ただ河川の区域とい
うものが規定されておるんです。
その河川の流水が継続して流
れる状態につきましてはいろいろ
書いてございまして、伏流水とい
う立場で規定をいたしてございま
せん。

○堀本宜実君 それじゃもう一つ
伺いますが、これもやがてこれは最
後になつたんでしようから機会が
ないと思ふんですが、農地局でお
やりになるのかどうかかわりませ
んが、かりにこの土地改良を行
ない場合は、その負担者は地主か
耕作者かいろいろの場合に私に
違つてくると思ふのですが、地主
にしてもあるいは耕作者にいたし
ても、その分をそれぞれ法律で規
定するといふことはなかなか困
難かと思ふんですが、この問題は
どういふふうに取り扱つておられ
るのですか。それは組合内部のそ
れぞれの申し合わせでめればそれ
でいいわけですか。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 法律
の三條に「土地改良事業に参加する
資格」といふものを規定いたして
おります。それで第一に、農用地
の場合、既耕地の場合、考え方と
いたしましては既耕地の場合には、
耕作者優先の思想をとつてお
ります。ただし農業委員会が承認
した場合に地主でもいいと、こ
ういふことになっております。そ
れから未墾地の場合は、考え方
としては参加者は所有者優先の
思想をとつて、逆に特別に承認、
同意があつた場合には利用者で
よろしい、こゝういふことであ
ります。

○堀本宜実君 その場合に、土地
改良等その他いろいろ土地に
変化のある場合もありま
しょうが、そういう場合の
小作料の改定という問題が起
つてくるかと思ふんですが、
將來小作料といふ、いまの統
制小作料といふものを改定する
用意がございまして、

○政府委員(丹羽雅次郎君) 大
きな問題で、私からお答えする
のは適當ではございませんが、
小作料千石程度でございま
す。農地の流動化との関係
があまりに問題ではないかとい
う御意見も各方面に強いわけ
でございます。と同時に小作料
の問題は、農地の地価、資本
還元と農地価格の問題がから
みますので、農地法をめぐ
りましてあるいは農地制度を
めぐりましての検討課題とい
はして、いま鋭意取組んでお
る次第でございますから、結
論はまだ得ておりません。

○櫻井志郎君 先ほど渡辺委員
の質問に對して関連質問をした
のですが、局長の答弁は私の期
待しておる方向とは違つた答
弁をなさつたんですが、その
ことはわかつておつたけれど
も、あまり渡辺委員の質問に
じやまになつていけないと思
つて私は再質問をしたので
ありますが、その同じ施設で
余剰水を他の事業に利用した
場合、これはあるべき姿であ
りませぬのこと、そんなこと
私は聞いていたんじやない。
ある施設をやつて余剰水が
出た場合に、若干の時間が
経つてその余剰水を利用する
ものが起つた場合に、その
余剰水をつくつたのは農民
も負担して余剰水をつくつ
たんだ。それを、ある時期が
経つて考へてもいいですが、
他のものがこれを利用した
場合は、その農民負担による
余剰水の発生ということに
對して何ら考へる余地はな
いのか、そういう意味合
いでお尋ねしたのです。答
弁されてもされなくても
いいんですが、質問の趣旨
をちよつと取り違へて答
弁されたやうですから、
答へられれば答へてもいい
し、でなければ答へられな
くてもいいのです。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 確
かに検討課題と前から存
じておる次第でございます
が、直ちに各方面から研究
してみないと、制度化に
非常にむづかしい問題
であるといふことを、
実は前から考へておる
問題であります。

○委員長(青田源太郎君) 本日はこの
程度で散会いたします。
午後四時二十九分散会

第三十三号中止誤

べし段 行 誤 正

- 一 終わり
二 から
三 二
四 一
五 二
六 三
七 四
八 五
九 六
一〇 七
一一 八
一二 九
一三 一〇
一四 一一
一五 一二
一六 一三
一七 一四
一八 一五
一九 一六
二〇 一七
二一 一八
二二 一九
二三 二〇
二四 二一
二五 二二
二六 二三
二七 二四
二八 二五
二九 二六
三〇 二七
三一 二八
三二 二九
三三 三〇
三四 三一
三五 三二
三六 三三
三七 三四
三八 三五
三九 三六
四〇 三七
四一 三八
四二 三九
四三 四〇
四四 四一
四五 四二
四六 四三
四七 四四
四八 四五
四九 四六
五〇 四七
五一 四八
五二 四九
五三 五〇
五四 五一
五五 五二
五六 五三
五七 五四
五八 五五
五九 五六
六〇 五七
六一 五八
六二 五九
六三 六〇
六四 六一
六五 六二
六六 六三
六七 六四
六八 六五
六九 六六
七〇 六七
七一 六八
七二 六九
七三 七〇
七四 七一
七五 七二
七六 七三
七七 七四
七八 七五
七九 七六
八〇 七七
八一 七八
八二 七九
八三 八〇
八四 八一
八五 八二
八六 八三
八七 八四
八八 八五
八九 八六
九〇 八七
九一 八八
九二 八九
九三 九〇
九四 九一
九五 九二
九六 九三
九七 九四
九八 九五
九九 九六
一〇〇 九七

昭和三十九年五月二十九日印刷

昭和三十九年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局